

第5章 「一带一路」構想と「インド太平洋」構想

河合 正弘

はじめに

中国の広域経済圏構想「一带一路」は、アジア、中東、欧州を陸路と海路のシルクロードでつなげようとする壮大な構想であり、アジアを中心として広域的な経済秩序の形成を促すポテンシャルをもつものである。陸路のシルクロードは「シルクロード経済帯」、海路のシルクロードは「21世紀海上シルクロード」と呼ばれ、「一带一路」はその総称である¹。「一带一路」構想は今やアフリカ、ラテンアメリカ、北極海にまで広がっているが、やはりその中核はアジアである。「一带一路」構想がカバーする沿線国は当初は中国と合わせた計65か国とされたが、今や146か国に上っているものとみられる。

「一带一路」構想は、中国が主導して、中国と沿線諸国をインフラや貿易・投資でつなげることで各国の経済発展を促そうとする点において、プラスに評価すべき意義をもつ。中国がその増大する経済力・金融力をアジアのインフラ構築、連結性強化、経済発展、経済統合という国際公共財の提供のために用いるとすれば、それは望ましいからである。その一方で、「一带一路」構想は、中国自身の地政学的・軍事的な勢力圏を拡大させて既存の国際秩序に挑戦するための手段であり、とくに沿線諸国に過剰債務を負わせて「債務の罠」に追い込んで政治的な影響力を強めたり、中国を中心とした次世代移動通信規格（5G）ネットワークなどの情報通信システムに沿線国を取り込んでデジタル経済圏を作ったりしようとしているのではないか、という懸念が持たれている。欧米を中心にそうした警戒感が高まれば、「一带一路」構想は十分進捗しない可能性がある。

その一方で、日米を中心に「自由で開かれたインド太平洋」構想が打ち出されている。安倍首相は、中国の「一带一路」構想を意識しつつ、「自由で開かれたインド太平洋」戦略を唱えた。アジアとアフリカという「2つの大陸」と、太平洋とインド洋という「2つの大洋」の交わりによって生まれるダイナミズムを一体として捉え、「法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化する」ための戦略を提起したのである。トランプ米大統領は、中国の「一带一路」の進捗状況や一方的な海洋進出を念頭に、安倍首相の考えに同調し「自由で開かれたインド太平洋」戦略を同政権の新たなアジア戦略とした。インドはこうした動きを歓迎すべきこととする一方、中国を排除しない包摂的なアプローチを訴え、これにオーストラリアが加わり、日米豪印4か国が「インド太平洋」戦略の中核国となった。その後、「戦略」という表現が避けられて「構想」と呼ばれるようになり、ASEANも

独自の「インド太平洋アウトルック」を出して、ASEANの中心性を維持しつつ、中国ともバランスをとるかたちでインド太平洋構想を支持する立場をとった。

本稿では、まず「一带一路」構想の意義と課題について評価し、同構想が2018年以降欧米や一部の沿線諸国から警戒され始めたことを踏まえ、参加国の健全な経済発展と「一带一路」地域における安定的な国際秩序の形成に寄与するための方策について考察する。次いで、日米の主導する「自由で開かれたインド太平洋」構想の意義と課題について評価し、日本のアプローチについて展望する。

1. 中国の「一带一路」構想

2013年9月から10月にかけて習近平国家主席が「一带一路」構想を提唱したことを受け、13年11月には、中国共産党第18期3中全会で「シルクロード経済帯」と「海上シルクロード」の建設を推進することが提起された。15年3月には、国务院の委託により、国家発展改革委員会・外交部・商務部が共同で『シルクロード経済帯と21世紀海上シルクロードの共同建設推進のビジョンと行動』（以下、『ビジョンと行動』）を公表し、「一带一路」構想が中央政府主導の構想であることを明確にした。17年5月には北京で初めての「『一带一路』国際協力サミットフォーラム」が開催され、世界中から29人の首脳級や主要国際機関が参加し²、17年10月の中国共産党第19回全国代表大会では最高規則である党規約に「一带一路」の推進が盛り込まれ、「一带一路」構想が習近平政権の対外戦略の中核に位置付けられることになった。

（1）「一带一路構想」の概要

『ビジョンと行動』

2015年3月に出された『ビジョンと行動』は、中国当局の観点から見た「一带一路」構想の性格を理解する上で極めて重要な文書である。そこでは、「一带一路」の原則、枠組み、協力の重点分野、協力のメカニズムと進め方、中国の各地域の協力態勢などが示された³。

まず、「一带一路」構想の理念として、「平和協力、開放と包容、相互学習、相互利益とウィンウィン」という4つを掲げ、実務的な協力を全方向的に推進し、「政治の相互信頼、経済の融合、文化の包摂」を実現する利益共同体・運命共同体・責任共同体の構築を呼びかけるものである。次いで、共同原則として、国連憲章の原則に基づくこと、市場ルールと国際通商ルールに従うこと、市場が資源配分において決定的作用を及ぼすこと、しかし同時に政府の役割も発揮させること、共同利益とウィンウィンを追求することを確認し

ている。

「一带一路」構想は、(すくなくとも当初は) アジア、中東、欧州に跨る経済圏の構築を目指すものとされた。そのうち「シルクロード経済帯」は、①中国から中央アジア、ロシアを経て、欧州(バルト海)まで、②中国から中央アジア、西アジアを経てペルシア湾、地中海まで、③中国から東南アジア、南アジア、インド洋まで、という三つのルートからなる。また、「21世紀海上シルクロード」は、①中国沿岸部の港から南シナ海を経てインド洋、欧州まで、②中国沿岸部の港から南シナ海を経て太平洋島嶼地域まで、という二つのルートから構成される。

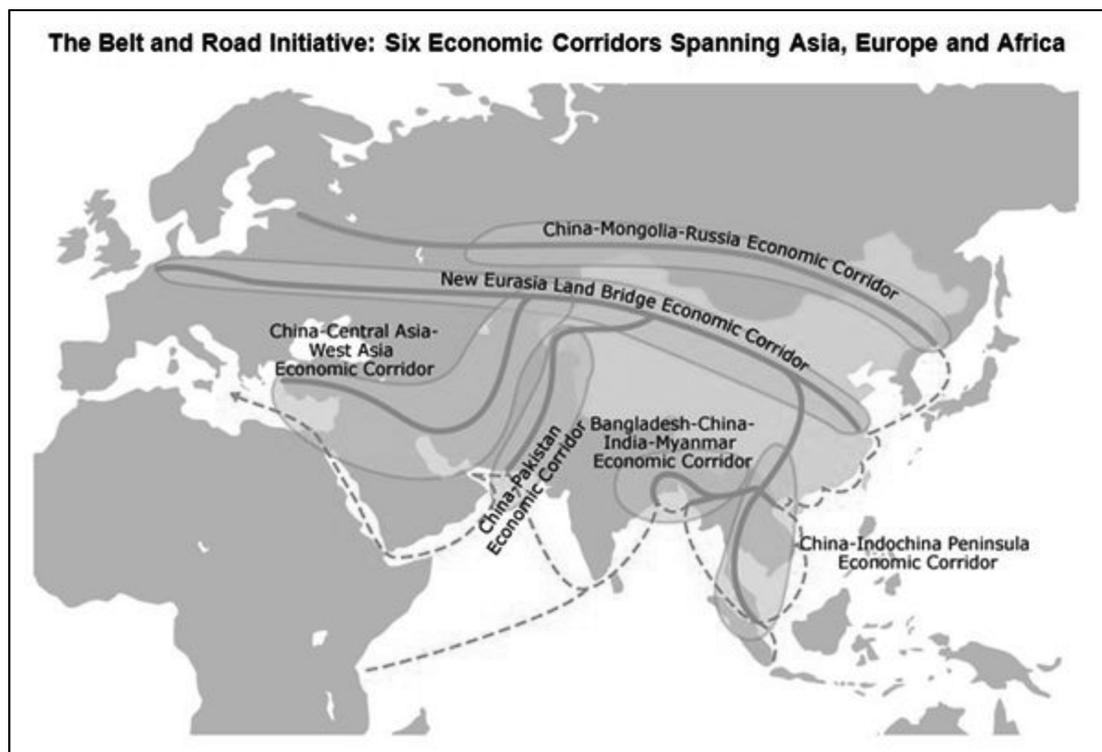
協力の重点項目としては、政策面での意思疎通、インフラの連結性、貿易の振興、資金融通、民間交流の5つの分野が挙げられている。政策面での意思疎通では、マクロ経済対話や域内協力のための対話が含まれる。インフラの連結性は特に重要な分野であり、各国・地域をつなぐための交通インフラ、エネルギーインフラ(石油・天然ガスのパイプラインなど)、情報通信インフラなどが挙げられ、規格の標準化などがめざされている。貿易の振興では、貿易・投資の自由化と円滑化、新興産業協力、産業の分業配置の改善などが挙げられている。各種の金融協力の推進をめざす資金融通では、アジアインフラ投資銀行(AIIB)、ブラジル・ロシア・インド・中国・南アフリカ(BRICS)の新開発銀行(NDB)、上海協力機構(SCO)開発銀行、シルクロード基金などを通じた資金協力の多様化、人民元債の発行拡大、金融監督の協力拡大などが指摘されている。民間交流では、留学生の拡大、観光業の強化・協力、伝染病などの情報共有、科学協力、政党や議会の交流、民間組織の交流協力の強化などが挙げられている。

さらに、中国国内の西北、東北、西南、沿海、内陸の各地域がそれぞれの比較優位を發揮させて「一带一路」構想に直接関与することが奨励された。具体的には、国内の相対的に遅れた地域を活性化させ、とりわけ辺境地帯を周辺諸国と結び付けて経済発展を促し、かつ国内諸地域を相互にさらに統合させて均衡ある発展をめざすという国内的な側面としての「一带一路」の意義も示された。

陸路の6大経済回廊

「一带一路」構想の下では、陸路の「シルクロード経済帯」の具体化として、以下の6つの大経済回廊の建設が挙げられている(図1参照): ①中国ーモンゴルーロシア; ②ニューラシア・ランドブリッジ; ③中国ー中央アジアー西アジア; ④中国ーインドシナ半島; ⑤中国ーパキスタン; ⑥バングラデシュー中国ーインドーミャンマー。

図1: 「一帯一路」構想: 陸と海のシルクロード



出所: Hong Kong Trade Development Council (HKTDC) Research.

まず、①の「中国－モンゴル－ロシア経済回廊」は、アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) の仲介により進められてきた中国、モンゴル、ロシアの三か国の間でのプロジェクトである。中国とロシアに囲まれた内陸国であるモンゴルにとっては、貿易拡大のために、これら二か国とのクロスボーダー交通連携が欠かせないものである。②の「新ユーラシア・ランドブリッジ経済回廊」は、中国と欧州を鉄道によって結ぶ多国間の物流ネットワークであり、たとえば重慶から出発し、西安、ウルムチを経てカザフスタンに入り、ロシア、ベラルーシ、ポーランド経由でドイツのデュイスブルグに至る「渝新欧鉄道」（渝は重慶の略称）などの国際定期貨物列車「中欧班列」を含むものである。③の「中国－中央アジア－西アジア経済回廊」と④の「中国－インドシナ半島経済回廊」は、多国間の協力プロジェクトだとされる。⑤の「中国－パキスタン経済回廊」は、パキスタンと新疆ウイグル自治区をつなげる二国間プロジェクトで、「一帯一路」構想の中でも目玉にあたるものである。鉄道、道路、発電所、パイプライン、港湾などのインフラ整備を進めて、中東から中国への原油輸送ルートを大幅に短縮することも目指している。⑥の「バングラデシュ－中国－インド－ミャンマー経済回廊」では、多国間の政府協力によりインフラ・プロジェクトの建設を進めるとされるが、現在最も進捗しているのは「中国－ミャンマー経済回廊」であ

り、多国間協力が進んでいるとはいえない⁴。

以上の陸のシルクロードに加え、海のシルクロードの建設も展開されている。既述のように、海のシルクロードは、中国沿岸部の港湾から南シナ海を経てインド洋、欧州まで辿るルートと、中国沿岸部の港湾から南シナ海を経て太平洋島嶼地域に至るルートの2つから構成されている。中国はこれに加えて、「氷上シルクロード」計画も打ち出し、北極海での資源開発や航路利用に乗り出す考えだ。

(2) 「一带一路」構想の背景

「一带一路」構想が提唱された背景としては、以下の5点を挙げることができる。

第一に、今や世界第二の経済大国となった中国が、国際経済システムにおいてより大きな責任を担おうとしていることが挙げられる。中国から見ると、世界経済における新興諸国の役割が次第に重要なものになりつつあるにもかかわらず、既存の国際経済体制は依然としてG7など先進諸国の影響を強く受けたものになっている。また、戦後の米国を中心としたグローバル化の進展は、中国など多くの新興国経済の発展に寄与したというプラスの面はあるものの、それは大半の新興国・途上国に均等に資するものではなかった。こうした認識に基づき新興国の事実上の代表となった中国は、自らの主導の下で、平等、互惠、相互利益をもたらす地域協力の経済発展モデルである「一带一路」を提示し、アジアを中心とした新たな経済秩序の構築に乗り出したものと思われる。

第二に、その際、中国はみずからが得意とするインフラ開発に焦点を当てて、アジアの経済発展と統合を主導する意思を示したことが挙げられる。アジアには膨大なインフラ需要が存在するものの、世界銀行やアジア開発銀行（ADB）などの既存の多国間機関や日欧などの二国間機関だけではアジアの膨大な需要は満たせず、「一带一路」構想を進めてインフラ整備を支援することで、より多くのインフラ投資資金をアジアの発展途上国に投入できると考えたものと思われる。

アジア開発銀行（ADB）の報告書『アジアのインフラ需要への対応』（ADB, 2017）では、2016-30年の期間に、アジアの発展途上諸国で、気候変動の緩和や適応の必要額を含めた場合、総額26兆ドル、年間1.7兆ドルを超えるインフラ投資需要が存在すると予測されている（気候変動関連の費用を含まなければ年間1.5兆ドル）⁵。このインフラ需要は巨額なもので、アジア地域の現状の年間インフラ投資額は需要額（投資ニーズ）の72%程度と推計される。そのため、インフラ投資ギャップ（投資ニーズと実際の投資額の差）は、16-20年の期間で、対GDP比2.4%となり、中国を除くと対GDP比5.0%になる。分野別にみると、電力で14.7兆ドル、交通・運輸で8.4兆ドル、通信で2.3兆ドル、水・衛生分野で0.8

兆ドルが必要とされるとしている。また、世銀や ADB など既存の国際開発銀行はアジアの途上国におけるインフラ投資の 2.5%程度（中国とインドを除外すると 10%超）しか支援しているにすぎないため、中国が「一带一路」を通じてインフラ資金を動員する意味は大きいということになる。

第三に、世界経済の成長鈍化と中国の国内経済のリバランスへの対応が迫られた点が挙げられる。世界経済が世界金融危機以降、長期的な成長鈍化を経験する中で、多くの構造問題を抱える中国経済は、それまでの伝統的な製造業を中心とする投資・輸出主導型の成長パターンを維持できなくなっていた。人民元レートの切り上げ、人件費の高騰、環境対応コストの上昇などにより、労働集約型産業が国際競争力を失う一方、資本集約的な重厚長大産業（鉄鋼、セメント、造船など）は過剰生産能力や過剰債務を抱えていた。インフラの投資ニーズが高い「一带一路」沿線国でインフラ開発が進めば、中国は過剰生産物の輸出やインフラ・ビジネスの進出が期待できると考えられた。また、ローエンドの労働集約型の製造業企業は、中国より発展の遅れた沿線国へ生産拠点を移すことで、国内の経済構造転換に寄与することになる。18年に入って米国との貿易紛争が深刻化すると、対米輸出に依存していた中国企業の中には、周辺の「一带一路」沿線国に生産拠点を移転して、そこから米国を含む世界市場に輸出する戦略をとるものも現れた。

第四に、当初は米国のオバマ前政権による「アジア太平洋への回帰」戦略への対応という意味をもっていたことが指摘できる。米国は、経済的に台頭する中国と、気候変動問題、国際テロリズム、北朝鮮問題への対応で協調する一方、南シナ海やサイバー攻撃の問題などで中国への牽制を強めていた。とくに、09年11月に当時のオバマ政権が「環太平洋パートナーシップ」（TPP）協定加盟の意思を宣言し、これを主導し始めてから、中国は、東アジア地域において米国の安全保障と経済分野の両方で大きな戦略的圧力に直面するようになった。中国は、TPPが自国を排除した貿易・経済協力ブロックであり、国有企業改革など難題をつきつけ、自らの経済的台頭を牽制する枠組みだと捉えた。経済・安全保障分野での戦略的な空間が東アジアにおいて大幅に狭められつつあることを危惧し、「一带一路」戦略によって西の方向へと進出先を模索することになったものと考えられる。

第五は、国家安全保障面からの要請である。「一带一路」構想は、国際テロ活動取り締まりの国境を越えた協力、周辺諸国との安定的な政治・経済関係の維持、エネルギーの安全保障確保という観点から、中国の安全保障を支えることに寄与するものと捉えられた。新疆ウイグル自治区をはじめとする中国の西部地域とりわけ北西辺境地域は経済発展が遅れており、イスラム原理主義、暴力テロリズム、民族分裂主義の高まりで国家の安定性が脅かされかねないと考えられた。中国は、中央アジア諸国と協調して、国際テロや国際組織

犯罪（薬物密売など）の取り締まりを強化し、地域の安定を図ろうとした。また、「一带一路」建設を通じて「周辺の安定・調和」を図ることも中国自身の安定に資すると考えられた。中国のエネルギーの対外依存度が上昇していることから、マラッカ海峡を通じた海上輸送ルートだけでなく、中央アジア諸国やインド洋に面するパキスタンやミャンマーと連携することで天然ガス・石油などの供給元を多様化して、エネルギーの安全保障を強化しようとしたのである。

このように、「一带一路」構想は中国が自身の増大しつつある経済力・金融力に見合うかたちで、アジアの経済発展と経済統合を主導しようとする試みである。建設的にみれば、中国が主導してアジアのインフラ整備と連結性強化を支援し、貿易・投資の活性化を通じて域内経済の発展と一体化を進めていく試みだ。中国が、アジアの経済発展・統合を促すための国際公共財として「一带一路」構想を進めるのであれば、国際社会としても歓迎すべきだろう。しかし、中国がこの構想を、自国の経済的利益を優先させて経済統合を進め、自らの政治的・地政学的な影響力を拡大させ、既存の国際秩序に挑戦するための手段として位置づけているならば、それは様々な問題や軋轢を生み出すことになる。国際社会は、中国が「一带一路」を沿線内外諸国の利益のために、かつ既存の国際秩序を安定化させる方向に運営することを望んでいよう。

（3）「一带一路」構想の進展

「一带一路」参加国の拡大

まず「一带一路」構想の進展として挙げるべきは、参加国が爆発的に拡大したことである。「一带一路」は当初、アジアと欧州を結ぶユーラシア地域の諸国を沿線諸国としたが、現在では、アフリカや中南米まで拡大しつつある。表1は、2020年3月時点において「一带一路」に参加していると思われる国のリストである⁶。当初は、「一带一路」沿線国は64か国（中国を除く）とされていたが、20年には147か国（中国を除く）に上っている。ただし、表には豪州とニュージーランドが含まれているが、これら諸国は少なくとも20年の時点で自身を沿線国とみなしていない可能性が高く、実質的な沿線国は145か国（中国を除く）といえる。表の下線（アンダーライン）のある諸国からわかるように、当初の64か国は東南アジア、南アジア、中央アジア、中東・北アフリカに集中していた。しかし、今や「一带一路」への参加国は、北東アジアの2か国（中国を除く）、東南アジアの11か国、オセアニア・太平洋島嶼地域の11か国（豪州とニュージーランドを除くと9か国）、南アジアの7か国、中央アジア・コーカサスの8か国、中東・北アフリカの19か国、サブサハラ・アフリカの40か国、欧州の29か国、中南米・カリブ海の20か国を含むようになって

た。多くの発展途上国が中国マネーによるインフラ開発に大きな魅力を感じ、「一带一路」構想に参加していると言ってよい。

表1: 「一带一路」参加国、2020年3月

地域(国の数)	国名	
北東アジア(3)	中国、韓国、 <u>モンゴル</u>	
東南アジア(11)	<u>ブルネイ</u> 、 <u>カンボジア</u> 、 <u>インドネシア</u> 、 <u>ラオス</u> 、 <u>マレーシア</u> 、 <u>ミャンマー</u> 、 <u>フィリピン</u> 、 <u>シンガポール</u> 、 <u>タイ</u> 、 <u>東ティモール</u> 、 <u>ベトナム</u>	
オセアニア・太平洋島嶼(11)	[<u>豪州</u>]、クック諸島、フィジー、ミクロネシア、ニューゼーランド、ニウエ、 <u>パプアニューギニア</u> 、サモア、ソロモン諸島、トンガ、バヌアツ	
南アジア(7)	<u>アフガニスタン</u> 、 <u>バングラデシュ</u> 、 <u>ブータン</u> 、 <u>モルディブ</u> 、 <u>ネパール</u> 、 <u>パキスタン</u> 、 <u>スリランカ</u>	
中央アジア・コーカサス(8)	<u>アルメニア</u> 、 <u>アゼルバイジャン</u> 、 <u>ジョージア</u> 、 <u>カザフスタン</u> 、 <u>キルギス</u> 、 <u>タジキスタン</u> 、 <u>トルクメニスタン</u> 、 <u>ウズベキスタン</u>	
中東・北アフリカ(19)	<u>バーレーン</u> 、 <u>エジプト</u> 、 <u>イラン</u> 、 <u>イラク</u> 、 <u>イスラエル</u> 、 <u>ヨルダン</u> 、 <u>クウェート</u> 、 <u>レバノン</u> 、 <u>リビア</u> 、 <u>モロッコ</u> 、 <u>オマーン</u> 、 <u>パレスチナ</u> 、 <u>カタール</u> 、 <u>サウジアラビア</u> 、 <u>シリア</u> 、 <u>チュニジア</u> 、 <u>トルコ</u> 、 <u>アラブ首長国連邦</u> 、 <u>イエメン</u>	
サブサハラ・アフリカ(40)	<u>アルジェリア</u> 、 <u>アンゴラ</u> 、 <u>ベナン</u> 、 <u>ブルンジ</u> 、 <u>カメルーン</u> 、 <u>カーボベルデ</u> 、 <u>チャド</u> 、 <u>コモロ</u> 、 <u>コンゴ</u> 、 <u>コートジボワール</u> 、 <u>ジブチ</u> 、 <u>赤道ギニア</u> 、 <u>エチオピア</u> 、 <u>ガボン</u> 、 <u>ガンビア</u> 、 <u>ガーナ</u> 、 <u>ギニア</u> 、 <u>ケニア</u> 、 <u>レソト</u> 、 <u>リベリア</u> 、 <u>マダガスカル</u> 、 <u>マリ</u> 、 <u>モーリタニア</u> 、 <u>モザンビーク</u> 、 <u>ナミビア</u> 、 <u>ニジェール</u> 、 <u>ナイジェリア</u> 、 <u>ルワンダ</u> 、 <u>セネガル</u> 、 <u>セーシェル</u> 、 <u>シエラレオネ</u> 、 <u>ソマリア</u> 、 <u>南アフリカ</u> 、 <u>南スーダン</u> 、 <u>スーダン</u> 、 <u>タンザニア</u> 、 <u>トーゴ</u> 、 <u>ウガンダ</u> 、 <u>ザンビア</u> 、 <u>ジンバブエ</u>	
欧州(29)	EU(19)	<u>オーストリア</u> 、 <u>ブルガリア</u> 、 <u>クロアチア</u> 、 <u>キプロス</u> 、 <u>チェコ</u> 、 <u>エストニア</u> 、 <u>ギリシャ</u> 、 <u>ハンガリー</u> 、 <u>イタリア</u> 、 <u>ラトビア</u> 、 <u>リトアニア</u> 、 <u>ルクセンブルク</u> 、 <u>マルタ</u> 、 <u>ポーランド</u> 、 <u>ポルトガル</u> 、 <u>ルーマニア</u> 、 <u>スロバキア</u> 、 <u>スロベニア</u> 、[<u>スペイン</u>]
	その他(10)	<u>アルバニア</u> 、 <u>ベラルーシ</u> 、 <u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u> 、 <u>モルドバ</u> 、 <u>モンテネグロ</u> 、 <u>北マケドニア</u> 、 <u>ロシア</u> 、 <u>セルビア</u> 、[<u>スイス</u>]、 <u>ウクライナ</u>
中南米・カリブ海(20)	[<u>アルゼンチン</u>]、 <u>アンティグア・バーブーダ</u> 、 <u>バルバドス</u> 、 <u>ボリビア</u> 、 <u>チリ</u> 、 <u>コスタリカ</u> 、 <u>キューバ</u> 、 <u>ドミニカ</u> 、 <u>ドミニカ共和国</u> 、 <u>エクアドル</u> 、 <u>エルサルバドル</u> 、 <u>グレナダ</u> 、 <u>ガイアナ</u> 、 <u>ジャマイカ</u> 、 <u>パナマ</u> 、 <u>ペルー</u> 、 <u>スリナム</u> 、 <u>トリニダード・トバゴ</u> 、 <u>ウルグアイ</u> 、 <u>ベネズエラ</u>	

注：表は中国国家情報センター（国家信息中心）のデータに基づき、2020年3月時点で「一带一路」参加国と考えられる143か国（中国を除く）をリストアップした。さらに、このリストには含まれていないアルゼンチン、豪州、スペイン、スイス（表の括弧 [・] に表示）は、首脳級がこれまで2回開催された『「一带一路」国際協力サミットフォーラム』のうち少なくとも1回に参加したことから、表に含むことにした。香港貿易発展局（Hong Kong Trade Development Council）が当初示した64か国（中国を除く）は、下線で示された諸国。ただし、インドは当初の64か国に含まれていたが、中国国家情報センターによる今回の143か国のリストには含まれていない。

(1) グレーないし濃いグレーでハイライトされた国は、首脳級が17年5月の第1回『「一带一路」国際協力サミットフォーラム』ないし19年4月の第2回『「一带一路」国際協力サミットフォーラム』に参加したことを示す。薄いグレーは第1回のみ、グレーは第2回のみ、濃いグレーは第1回と第2回の両方に参加したことを示す。

(2) イタリックで示された欧州の17か国は、中国と中東欧諸国間の「一带一路」協力の枠組みである「17+1」への参加国を示す。

出所：中国国家情報センターのポータル「中国一帯一路網」の掲げる143か国（中国を除く）から筆者作成。https://eng.yidaiyilu.gov.cn/info/iList.jsp?cat_id=10076

「一带一路」参加国の中で、中国に最も協力的な国はロシアだといってよい。15年5月に、中国とロシアは「一带一路」をユーラシア経済連合（EAEU）と連結させるとし⁷、16年6月にはモンゴルを巻き込み、この両者にモンゴルの「草原の道」を連結させる「中国－モンゴル－ロシア経済回廊」綱要を調印した。そして、19年6月には、「一带一路」とEAEUを軸とする「大ユーラシア・パートナーシップ」の構築を掲げる共同声明を発表した。その他に「一带一路」に積極的な国は、アジアではカンボジア、カザフスタン、キルギス、モンゴル、ミャンマー、パキスタンなどがあり、アフリカではジブチ、エジプト、エチオピア、ケニアなど、欧州ではベラルーシ、チェコ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、セルビアなどが挙げられる。

経済回廊（交通シルクロード）、デジタル・シルクロード、健康シルクロード

「一带一路」構想は、陸路の「シルクロード経済帯」と海路の「21世紀海上シルクロード」からなり、鉄道、道路、港湾開発などの交通インフラだけでなく、発電所、送電網、パイプラインなどのエネルギー関連施設や経済特区の開発など多くの事業を含む。経済回廊と呼ばれる所以である。2018年1月からはこれに加えて、「氷上シルクロード」構想が打ち出され、北極海域での新航路の開発・利用や資源開発が進められ、科学分野への貢献も行われるようになった。その他の分野で、中国が近年力を入れているのが「デジタル・シルクロード」であり、また新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大以降は、沿線国支援のための「健康シルクロード」が新たな注目を浴びている。

デジタル・シルクロードは、「一带一路」事業として、第5世代移動通信規格（「5G」）の活用により情報通信ネットワークを構築し、それがもたらす各種サービスを沿線諸国に提供するものである。「5G」の長所は、高速・大容量・低遅延・同時多数接続にあり、広範な産業部門、一般家庭、インフラ施設、公的機関の効率化を促す潜在性をもつ。その中心的なサービスは、これまでスマホやパソコンの通信ネットワークに接続されていなかった事業・活動領域をスマホやパソコンと無線接続し、そこからデジタルデータを集め解析することで、自動制御や判断の最適化を促すことにある。同時多数接続により、あらゆる産業（農林水産、製造、建設、金融など）や事業・活動領域（個人居住空間、事務所・工場、社会インフラ施設、自動車など移動体、政府機関など）をインターネットにつなげる「IoT」を普及させて、人工知能（AI）でビッグデータを収集・解析し、産業・事業・活動の効率化と競争力強化を図ることができる。

「5G」の象徴的な存在が、世界の先頭を走る華為技術（ファーウェイ）である。ファーウェイは、基地局、ルーター、モデムなど通信機器で世界最大のメーカーであり、スマホ

でも世界第2のメーカー（19年）である。アフリカの現行の通信規格（「4G」）ネットワークの7割はファーウェイ製の機器・サービスで支えられているとされ、ロシア、アジア諸国、欧州でも「5G」技術への関心が高い。「5G」で成功することで、工場の自動化や、自動運転、仮想現実、遠隔医療など新しい分野の開発に乗り出すことができ、基幹インフラや公共施設との接続も効率化される。「一带一路」沿線国は、デジタル・シルクロードを通じて、スマートシティ建設や電子決済サービスなどを享受できることになる。

ここで注目すべきは、中国政府が、新型コロナウイルスの感染拡大の封じ込めに成功した経験を踏まえ、「5G」など情報通信技術やビッグデータを活用して感染症対策を可能にする都市整備モデルを国際標準にしようとしていることである。感染症対策として、個人の行動データを監視カメラやスマホの位置情報で把握し、AIやビッグデータによる解析を行える態勢を整備するものだ。こうしたモデルは適正に運用されれば大きな意義があるが、監視を前提とする個人情報の把握やデータ活用は、行き過ぎればプライバシーや表現の自由の侵害につながる可能性がある。住民監視型の都市モデルが権威主義的な「一带一路」沿線諸国に広がるとすれば、問題が大きい。

習近平政権は、15年に発表した産業政策「中国製造2025」で宇宙分野を重要領域に位置づけ、30年には「宇宙強国」になることをめざすとした。その一環として、米国の全地球測位システム（GPS）に対抗する独自の衛星測位システム「北斗」の完成に向けた動きを見せ、16年から、通信・測位・リモートセンシング衛星を使った宇宙情報回廊の構築に乗り出した。「北斗」はもともと軍の防衛システムとして開発されたもので、11年末には民間向けに開放され、12年からは中国と太平洋島嶼諸国を対象に位置情報サービスの提供が始まり、18年末には対象地域が世界に拡大された。20年6月には「北斗」で最後となる55基目の衛星が打ち上げられ、衛星ネットワークは完成した。「北斗」の完成によって、中国は軍民で米国のGPSに依存しない独自の衛星測位システムを世界的規模で展開できるようになった。スマホやナビゲーションシステムに装備されている測位システムは測位衛星から送られてくる電波を利用するが、中国は30基以上の測位衛星を利用して通信・測位情報サービスを提供する。かつ、米国の民間向けGPSより細かく、またデータ量は限られるが双方向の通信が可能とされる。自動車や船舶などのナビゲーションシステムやドローンの操作が効率化し、金融サービス、鉄道、海上交通管理、採鉱、自然災害対応など多くの事業領域で利用可能になる。「一带一路」沿線国では既に「北斗」サービスを利用するところが多いが、今後は「北斗」の信号と「5G」や「IoT」との連携が進むことから、中国の空間情報回廊に加わることで、中国が提供する高度なデジタル・サービスを享受できるようになる。

中国は20年1月から2月にかけて、武漢を発生源とする新型コロナウイルスの感染拡大に直面した。中国当局は春節（旧正月）直前の1月下旬に武漢の都市封鎖（ロックダウン）を開始し、強権的なかたちで感染を封じ込める措置をとった。3月に武漢を視察した習近平国家主席は、湖北省での感染を基本的に抑え込んだと宣言して4月上旬には武漢の都市封鎖を解除し、遅れて感染が広がった諸外国を支援する姿勢を打ち出した。習氏は、約50か国の首脳らと電話などの会談で、経済・医療支援の意向を伝え、約150か国に医療物資を寄贈し、マスク570億枚を輸出したとされる。いわゆる「マスク」外交である。習氏は医療支援について、中国は感染症対策の国際協力のための「健康シルクロード」を構築すべく、経済協力を行って新型ウイルスと共に戦い、中国で開発されたワクチンは世界各国に「国際公共財」として提供するとし、中国と世界は運命共同体だと位置づけようとしている。

中国の対外支援には、①マスク、検査キット、防護服、人工呼吸器などの医療物資の提供、②医療専門チームの派遣、③感染防止策などを途上国の医療従事者と共有するためのオンライン会議—などの活動がある。医療物資は世界各地の150か国に提供され、国際社会で信用力を高め、好意的な世論を形成し、影響力を拡大する目的があるとされる。医療専門チームはこれまで24か国に派遣され、とりわけ親密な二国間関係をさらに深める目的があるとされる。これに加えて、IT大手アリババ集団の創業者、馬雲（ジャック・マー）氏はロシアやアフリカ各国に各種の医療物資を提供しており、民間支援も活発に行われている。

中国の「マスク外交」は、支援が必要なアフリカなど途上国にとっては望ましいものである。しかし、欧米諸国は、中国が当初、武漢で症状の出た患者の感染や「人から人への感染」に関する情報を直ちに開示しなかったことから、その後の湖北省全域、中国全土、アジア・欧州・米国・中南米・アフリカと世界的なパンデミックにつながったとみている。こうした初動の遅れや情報統制のもたらした結果の責任を明確にすることなくウイルス制圧を宣言し、「マスク」外交に乗り出す中国の動きを、コロナ危機に乗じた影響力や勢力圏拡大の試みだと捉えている。そうした反発を受けないためにも、中国は世界保健機関（WHO）など多国間の枠組みを通じた支援に重点をおくべきだろう。

「一带一路」の事業規模

「一带一路」の全体的な投資・事業規模がどの程度なのかを知るためには、ワシントンのシンクタンクであるアメリカンエンタープライズ研究所（AEI）とヘリテージ財団が管理している「中国グローバル投資トラッカー」による中国の対外投資額と中国企業による

海外建設工事契約額のデータが参考になる。「一带一路」構想が2013年9月-10月に提唱され、14年から本格的に稼動し始めたと考え、考察の期間を14年以降に絞ることが妥当だろう。中国が14年から18年までの5年間の期間に行った対外投資と海外建設工事契約の合計額は、1兆1,126億ドルに上り、そのうち5,889億ドルが「一带一路」参加国向けとされる。これは全体の53%になる。「一带一路」地域向けの年間平均額は1,180億ドルである。

表2は、AEIのデータに基づき、中国の対外投資と海外建設工事契約の合計が「一带一路」地域とそれ以外の地域でどのような分野に配分されているのかをまとめたものである。これによると、「一带一路」地域では、エネルギーと交通（港湾、鉄道、道路など）の分野での投資・事業が4,120億ドル（全体の70%）と圧倒的な額とシェアになり、それに不動産、金属などが続いている。それに対して、「一带一路」地域外での投資・事業は、交通、農業、エネルギー、不動産、技術、観光、娯楽など多くの分野に広く分散されており、特定の分野が突出して大きい訳ではない。

表2: 中国の対外投資・海外建設工事契約の累計額の「一带一路」地域・域外への配分、2014-18年(十億米ドル)

分野 / 地域	「一带一路」地域	「一带一路」域外	全地域
エネルギー	255.5	52.7	308.2
交通	156.4	90.1	246.5
不動産	59.8	50.5	110.2
金属	37.7	23.8	61.5
公益サービス	15.2	3.6	18.9
農業	13.5	57.5	71.0
ロジスティクス	12.9	19.7	32.6
技術	11.2	43.7	54.9
化学	10.1	4.1	14.1
娯楽	8.5	35.6	44.1
金融	8.6	37.4	46.0
観光	7.3	36.2	43.5
健康	2.7	14.5	17.2
その他及び調整項	- 10.5	54.5	44.0
全分野	588.9	523.8	1,112.6

注: AEIのまとめた、「一带一路」地域と同地域外についての分野別データと「その他」データの合計が全分野の総額データと一致しないことから、「その他」データに調整項を加えた「その他及び調整項」を示した。

出所: American Enterprise Institute, *Worldwide Chinese Investments and Construction (2005-2018)* より筆者作成。
<http://www.aei.org/china-global-investment-tracker/>

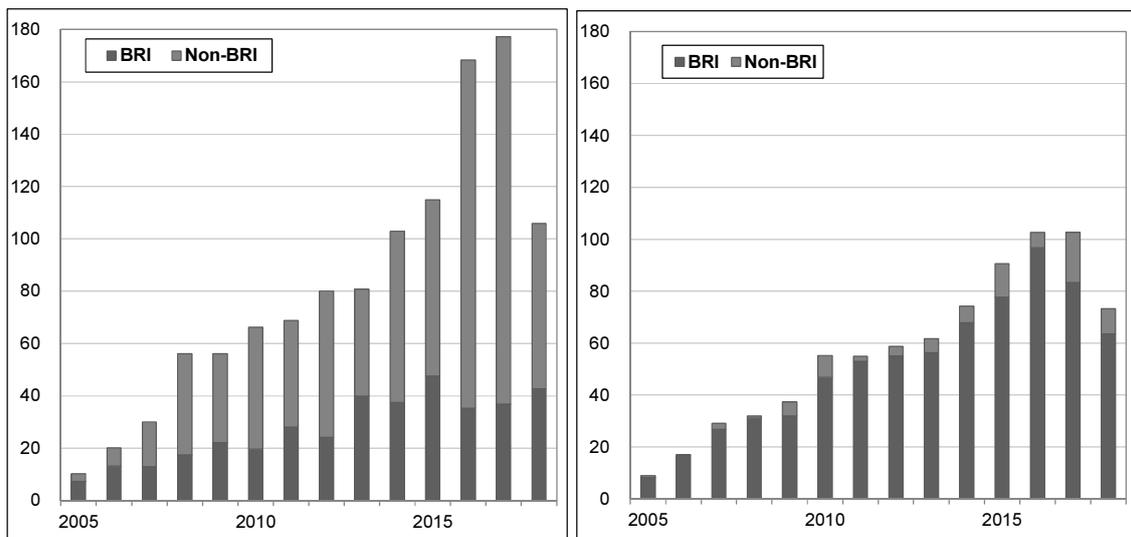
図2は、中国による対外投資額と海外建設工事契約額の推移を示したもので、それぞれ「一带一路」(BRI)地域向けと域外向けとに分けられている⁸。まず対外投資で見ると、近

年は投資の半分以上が「一带一路」域外に向けられている一方、「一带一路」地域向けの投資額は14年以降、年間ほぼ400億ドルの水準で安定的に推移している。それに対して、海外建設工事契約で見ると、契約の大半が「一带一路」地域向けであることがわかる。「一带一路」地域向けの契約額は05年から一貫して上昇を続け、16年には1,000億ドル近くのピークに達したが、その後は減少している。18年には600億ドル超の水準となっている。

図2：中国による対外投資額と海外建設工事契約額の推移、「一带一路」地域向けとそれ以外、2005-18年(十億米ドル)

2.A: 対外投資額

2.B: 海外建設工事契約額



出所: American Enterprise Institute, *Worldwide Chinese Investments and Construction (2005-2018)* より筆者作成。
<http://www.aei.org/china-global-investment-tracker/>

「一带一路」の大型プロジェクト

表3は、米議会の「米中経済安全保障調査委員会」(USCC: U.S. -China Economic and Security Review Commission)がまとめた、これまでに知られている「一带一路」の大型プロジェクト10件の概要である。これをみると、大半の「一带一路」プロジェクトで中国企業が建設主体になっていること、中国の政策銀行である輸出入銀行や国家開発銀行が建設資金の多くを供給していることがわかる。ただし、資金供給者が不明なものも半数ほどある。中国政府は、「一带一路」事業について海外に開かれたオープンで公正なものだと説明しているが、中国企業が各事業の主契約を獲得しており、外国企業は周辺的な契約しか獲得できていない。Hillman (2018)によれば、中国が海外で手掛けている交通インフラ事業の89%が中国企業との契約となっている。ADBや世界銀行など多国間開発銀行が行う事業への中国企業の契約獲得率が29%であることからすると、「一带一路」プロジェクト

における中国企業優遇の姿勢が明らかだろう。

表 3: 「一帯一路」の大型プロジェクト

対象国	事業名	参加企業	事業費 (億ドル)	資金調達方式	現況
ロシア	モスクワ・カザン高速鉄道	未定	214	不明	2018年着工、2022年完成予定
マレーシア	東海岸鉄道	中国交通建設股份有限公司	200	中国輸出入銀行が85%を資金提供(20年融資)の予定	2016年契約、ただし現在見直し中
マレーシア	マラッカ・ゲートウェイ(港湾総合開発事業)	中国電力国際発展有限公司、KAJ Development	110	不明	2016年了解覚書手交、2025年完成予定
カンボジア	プレアヴィヒア-コン鉄道	中国鉄道グループ	75	不明	2012年12月了解覚書手交、ただし資金不足で着工遅延中
ラオス	昆明・ベトナム鉄道	中国鉄道グループ	62.7	中国が70%の資金を提供。残りはラオス負担	建設中、2021年完成予定
パキスタン	カラチ・ラホール・ペシャワール鉄道の改修、高速化事業	未定	62	中国が85%の資金を提供。詳細不明	2018年7月初期調査終了、2022年完成予定
タイ	バンコク・ナコーンラーチャシーマ高速鉄道	未定	55	協議中	(遅延の後)2019年着工予定
インドネシア	ジャカルタ・バンドン高速鉄道	中国インドネシアコンソーシアム	50	中国国家開発銀行が75%融資	建設中、2022年完成予定
バングラデシュ	パドマ橋鉄道	中国鉄道グループ	31.4	中国輸出入銀行が80%融資	建設中、2022年完成予定
パキスタン	ペシャワール・カラチ高速道路	中国建築股份有限公司	29.8	中国が資金提供(条件未公開)	建設中、2019年完成予定

出所: U.S.-China Economic and Security Review Commission, 2018 Annual Report to Congress, November 2018, pp. 264-265. https://www.uscc.gov/Annual_Reports/2018-annual-report

「一帯一路」プロジェクトへの資金供給機関

表4は、「一帯一路」構想を支えると考えられる二国間・多国間金融機関をまとめたものである。このうち、中国国家開発銀行、中国輸出入銀行、シルクロード基金は中国の二国間支援機関であり、「一帯一路」プロジェクトへの融資で重要な役割を果たしている。BRICSの新開発銀行(NDB)とアジアインフラ投資銀行(AIIB)は多国間開発銀行であり、とりわけAIIBの果たす役割が注目されている。上海協力機構(SCO)開発銀行はその創設が長らく懸案となってきたが、加盟国間の調整が十分進んでおらず、設立には至っていない。

表 4: 「一带一路」構想を支える二国間・多国間金融機関

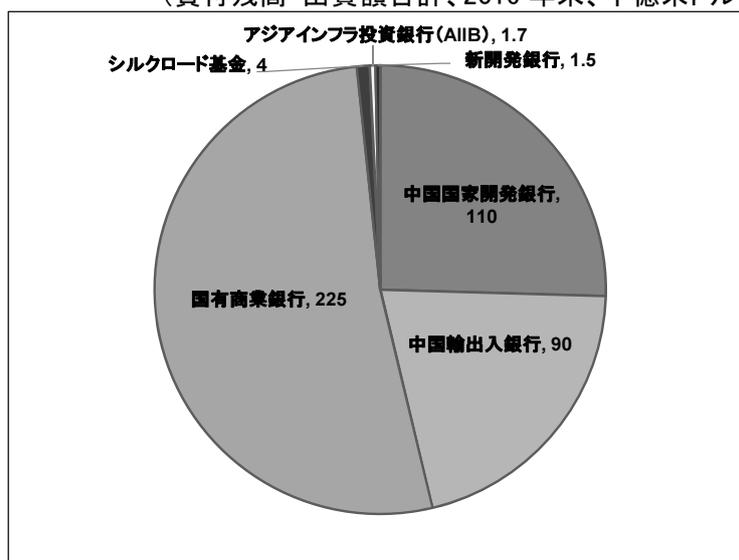
金融機関	設立年月	本部	資本金額(資金規模)
中国国家開発銀行 (CDB)	1994年3月	北京	登録資本 4,212 億元 (649 億ドル) 2017 年の海外投融資残高 2,738 億ドル
中国輸出入銀行 (China Eximbank)	1994年	北京	実収資本 1,500 億元 (231 億ドル) 2015 年末の融資残高 2.05 兆元 (3,160 億ドル)
新開発銀行 (NDB)	2014年7月	上海	授權資本 1,000 億ドル (応募資本 500 億ドル) 各年の融資上限額は 340 億ドル
シルクロード基金	2014年12月	北京	資本金: 400 億ドルおよび 1,000 億元 2017 年の投資コミット額は 80 億ドル
アジアインフラ投資銀行 (AIIB)	2015年12月	北京	授權資本 1,000 億ドル (払込資本 300 億ドル) 2016 年-18 年 10 月の総融資額は 64 億ドル

出所: 各機関のウェブサイトより筆者作成。

<http://www.cdb.com.cn/English/bgxz/ndbg/ndbg2017/>; <http://www.silkroadfund.com.cn/enweb/>

図 3 は、「一带一路」事業への資金供給機関の内訳を示している。全体の資金供給規模は 4,320 億ドルに上り (2016 年末)、このうち最大の資金供給機関は国有商業銀行 (工商银行、中国銀行、建設銀行など) で、800 件以上の「一带一路」事業に総額 2,250 億ドル (全体の 52%) と積極的な融資を行っている。次いで、中国国家開発銀行が 1,100 億ドル (全体の 26%)、中国輸出入銀行が 900 億ドル (全体の 21%) をそれぞれ融資しており、これらの政策銀行は、市場金利より低い金利で長期の融資を行っていると思われる。「一带一路」向けの二国間機関であるシルクロード基金は 40 億ドルの資金供給に過ぎず、多国間機関である AIIB と新開発銀行もそれぞれ 17 億ドル、15 億ドルの資金供給と少額にとどまっている (これら 3 機関で全体の 2%)。

図 3: 「一带一路」プロジェクトへの資金供給機関
(貸付残高・出資額合計、2016 年末、十億米ドル)



出所: U.S.-China Economic and Security Review Commission, 2018 Annual Report to Congress, November 2018, pp. 276 より筆者作成。 https://www.uscc.gov/Annual_Reports/2018-annual-report

このように、「一带一路」事業へは、中国の政策金融機関と国有商業銀行が資金の大半を提供している。その一つの問題点は、これらの金融機関が国有であるため、「不良債権が生じても政府が最終的に処理してくれる」という意識から、借り手国の返済能力や個々のプロジェクト案件の経済合理性を十二分に審査せずに資金提供を行っている可能性があるということである。貸し手側に十分なリスク管理意識がないまま、「一带一路」の掛け声の下で融資が拡大している恐れがある。

(4) 米国と欧州連合 (EU) による「一带一路」批判

「一带一路」構想は対象国の経済発展に貢献する国際公共財としての可能性を秘めている。しかしその可能性を現実のものにするためには、既存の覇権国・地域や参加諸国の支持を得ることが必要だろう。米国と EU は近年「一带一路」構想に強い懸念を表明しており、一部の参加国（マレーシア、パキスタン、モルディブなど）は対中債務の積み上がりを警戒して「一带一路」事業の見直しを進めている。ここでは米国と EU の評価を整理する。

米国による批判

「一带一路」構想に対する米国の考え方は、米議会の超党派諮問機関である「米中経済安全保障調査委員会」(USCC) が公表している近年の年次報告書に示されている。2001年10月に設立された USCC は、毎年米中間の貿易・経済問題や安全保障問題に関連する報告書を公表しており、米政府の対中国政策に一定の影響を与えている重要な委員会である⁹。

14年から17年までの年次報告書では、「一带一路」構想について深い分析が行われていないが、委員会の見方が簡潔に示されている。まず、「一带一路」構想が打ち出された直後の14年の年次報告書では、「一带一路」構想は、中国が「責任ある大国」としてのイメージをアジア地域や世界に示すものであるとともに、中国にとっては貿易ルートの開発や、天然資源の獲得などを目的とするものだとされている。15年と16年の年次報告書では、中国が、中央アジアや南アジアで、広範な投資やインフラ・プロジェクトを通じて自国との連結性を高めることで、影響力を拡大させようとしていると指摘されている。17年の報告書では、中国が豊富な資金力を背景に、「一带一路」のインフラ整備支援で60カ国以上を勢力圏におさめ、世界各地に戦略的な足掛かりをつくり、安全保障面での関与も強めようとしていると分析している¹⁰。

18年の年次報告書では「一带一路」に関する詳細な分析と評価が行われている。すなわち、「一带一路」の目的は、中国国内の経済発展に寄与し、有形無形のインフラを建設し、

技術的規格を輸出し、エネルギー安全保障を高め、中国の軍事的到達範囲を広げるとともに、市場を拡大し、中国を世界秩序の中心に据えることで自らの地政学的影響力を高めていくことだとしている。そして中国が「一带一路」支援を通して権威主義的統治モデルを輸出したり、海外の権威主義的指導者を正当化したりすることで、米国の利害と価値への重大な挑戦になり得ると断じている。また、中国は経済支援の受け入れ国に対して、中国製品の購入と中国人労働者の大量雇用を要求するとしている。さらに、「一带一路」を名目に運営する港湾は軍事転用が可能だと指摘し、冷戦後に確立した米国の軍事面での覇権が脅かされていると警戒感を示している。加えて、「一带一路」が借り入れ国に過大な債務を負わせるリスクがあるとしている。とくに中国政府の意向や政治・軍事目的が優先する事業では、採算が度外視されて融資が行われる傾向にあるため、最終的に債務不履行に陥りかねないリスクが高いとしている。

19年の年次報告書では、中国当局の「一带一路」構想、南シナ海での軍事化、ハイテク分野でのアプローチ、北朝鮮情勢や香港・台湾などに言及し、中国当局による米国国家安全への脅威に強い懸念を示した。「一带一路」構想をめぐるのは、これまでの年次報告書と同様、中国がこの政策を通じて国際社会に影響力を高めつつあるとした。中国は経済支援を受け入れる一部の沿線国の政府に対し、債務返済の代わりに港湾の運営権を譲渡するよう迫り、かつ港を軍事基地に転用しようとしていると指摘した。また、沿線国における「一带一路」建設活動やインフラ資産を守るために、中国が将来的に人民解放軍の海外派遣を行うなど、「一带一路」構想を「軍事化」する可能性があるとの警戒感を示した。実際、軍事分野では、中国が人民解放軍を「世界水準」の軍隊に引き上げつつあるとし、「2035年までにインド洋や太平洋で米軍に対抗できる能力を備えるだろう」と警鐘を鳴らした。

トランプ米大統領は、17年11月の東アジア訪問で、中国の一方的な海洋進出や「一带一路」構想の進展を念頭に、安倍首相の唱える「自由で開かれたインド太平洋」戦略に賛同し、それが米政権の新たなアジア太平洋戦略になることを示した。トランプ政権は17年末から18年初にかけて、『国家安全保障戦略』（17年12月）と『国家防衛戦略』（18年1月）を相次いで公表した¹¹。前者では、中国をインド太平洋地域で国家主導型の経済モデルの範囲拡大により米国の価値観や利益に反する世界をつくろうとする「修正主義国家」と位置付けた。後者では、中国は米国の国際社会での影響力の弱体化をめざす「戦略的競争相手」だとし、略奪的な経済手段を用いて近隣諸国を脅し、南シナ海での軍事化を推進するなどインド太平洋地域の秩序を自らに有利になるように再編していると指摘した。こうした動きは、中国の「一带一路」構想をめぐる活動が米国自身の安全保障にとって脅威になることを、米国自身が認めたものだと言ってよい。

マイク・ペンス米副大統領は、18年10月にワシントンのシンクタンク、ハドソン・インスティテュートでのスピーチで、米現政権による中国政府に対する極めて厳しい見方を示した(Pence 2018)。それによれば、米国は、改革開放路線など中国の経済発展を支援し、中国を国際経済秩序に取り込むことで、市場経済化や政治的な民主化が進むと期待して、対中国「関与」を進めてきた。しかし中国は経済発展に成功し世界第2の経済大国になると、習近平体制の下で、経済改革(国有企業改革など)や政治的な民主化を逆行させ、国内統制を強化し、国家資本主義の下でハイテク覇権を追求するようになった。また南シナ海をはじめとする海洋進出など軍事的拡張を続け、「一帯一路」構想で途上国を債務漬けにして政治的な影響力を高める「債務外交」を進めるなど、米国主導の国際秩序に挑戦するようになった。中国は、アジアやアフリカなどのインフラ建設に数千億ドルもの資金を提供しているが、これらの融資条件は不透明だとした。

ペンス副大統領は、中国による知的財産権の侵害、イスラム教徒弾圧など人権侵害、米国への内政干渉についても公然と非難して、中国の脅威を前面に打ち出し、両大国が覇権を競う対決の時代に入ったことを印象づけた。米国が従来の対中「関与」政策から「競争」ないし「対立」を重視した関係に移ることを鮮明にしたのである。この考え方は共和党だけでなく、民主党の間やワシントンの多くのシンクタンクの間でもかなりの程度共有されるようになってきている。

ペンス副大統領は19年10月、ワシントンの政策研究シンクタンク、ウィルソン・センターで再びスピーチを行った(Pence 2019)。前年のスピーチと同じく中国を強く批判したが、同時に「米中関係には多くの課題があるが、米国はこれらの課題が現実的な協力関係を排除することのないようにする」として、中国との協力を呼びかける姿勢を示した。

演説の冒頭、中国の債務外交と軍事拡張主義、人権の抑圧、監視国家の構築、不公正な貿易慣行(関税、数量制限、通貨操作、強制的な技術移転、産業補助金)など、前回に指摘した事項を再度取り上げて批判した。経済的な対中関与のみでは、共産中国の権威主義的な国家を、私的財産権、法の支配、国際的な通商ルールを尊重する自由で開かれた社会に変えていくことはできず、米政権は中国を戦略的・経済的なライバルと捉えていることを再確認した。この認識は超党派の支持を得ているとし、トランプ政権は中国の行動を是正する政策を取っていると説明した。新疆ウイグル自治区でのムスリム弾圧を批判し、台湾に対する支援を続けると主張し、香港での民主化デモについては中国政府に対し事態を平和的に収束させるよう牽制した。この一年で、北京は米中経済関係を改善させるための行動をとってこなかったとも批判した。その一方で、米国は中国との対立を望んでおらず、中国との平等な競争条件、開放的な市場、公正な貿易、米国の価値観の尊重を望んでいる

として、中国に対し協調を促した。また、米国は中国の発展を封じ込めようとするつもりはなく、中国の指導者との建設的な関係を求めていると呼びかけた。「デカップリング」を求めていると断言し、米国は対中関与と中国の対世界関与を望むが、その関係は公正、相互尊重、国際通商ルールに則った形をめざすとした。

ペンス氏は前回の演説で中国への強硬な姿勢を示し、米中対立を鮮明にした。しかし今回は、朝鮮半島非核化や中東問題など米中の協力の余地が大きい分野に言及し、条件付きながら中国との関係改善を狙ったものになった。その背景としては、11月に予定されていたチリでのAPECサミットで、米中首脳による「第1段階」の貿易合意に署名することを優先させる意向があったものと思われる。チリの国内情勢の悪化でAPECサミットは中止となったが、米中「第1段階」の合意は20年1月にワシントンで署名された。しかし、米中対立は解消されず、中国による香港国家安全維持法の制定の動きや中国の湖北省・武漢を発生源とする新型コロナウイルスの感染拡大をめぐって、さらに深刻化することになった。

EUの批判と対中戦略

EUは当初は「一带一路」構想に対して中立的な立場をとっていたが、次第に懐疑的な立場に変わってきた。現在では、EUは「一带一路」構想に対して批判的な姿勢を見せ、批判の内容も少なくとも経済面では米国の立場と近いものになっている。その一つの理由は、中国がEU加盟国を含む中国—中東欧首脳会議（「17+1」）の枠組みなどを通じて、欧州を分断しようとしていると受け止めていることだろう。

「17+1」の枠組みは、中国と中東欧など17か国との間の首脳プロセスとして2012年に開始されたもので、それ以降、毎年中国の李克強首相を迎えて開催されている¹²。12年当時の中東欧は世界金融危機後のユーロ危機の影響で経済的に苦しんでおり、中国との連携でインフラ投資を活性化できると考えたのである。首脳会議では、貿易・投資、交通の連結性、産業・エネルギー・科学技術協力、通貨金融協力、農業・林業・環境保護協力、人的交流促進など広範なテーマが協議されてきた（田中 2018）。問題は、「一带一路」プロジェクトの大半が中国企業によって受注されており、ドイツなどEUの中核国の企業がこれまで影響力を持ってきた中東欧市場に、中国企業が国家支援を受けながら参入してくることにEUが警戒感を強めていることである。また、EUが中国に対して厳しい態度をとろうとしても、ハンガリーやギリシャなど「17+1」参加国が時として対中国批判に反対するなど、EUとしての一体性がとりにくくなっている、という問題も存在する。

18年4月、ハンガリーを除くEU加盟27カ国の在中国大使は、中国の「一带一路」構

想を厳しく批判するメッセージを出したことが報道されている（たとえばドイツの *Handelsblatt* 紙の記事）¹³。それによれば、中国は「一带一路」を通じて、自国企業を優遇し、自国の利益に合うようにグローバル化を進めようとしていると中国を厳しく批判している。例として「一带一路」プロジェクトでは、公的調達の高透明性や環境・社会基準が確保されず、中国の国有企業が工事を受注することが多いことが挙げられた。また「一带一路」構想は、国内の過剰生産能力のはけ口として新たな輸出市場を開拓し、原材料を安定的に確保するなど、中国自身の目的を追求する手段になっているとされた。

EU は 18 年 10 月、インフラ整備などを通じて欧州とアジアの連結性を強化する新アジア戦略を採択した（European Commission and High Representative of the Union for Foreign Affairs and Security Policy 2018）。この「EU・アジア連結性戦略」では、欧州型の連結性、すなわち維持可能で、包括的で、ルールに則った連結性が重視される。維持可能な連結性とは、経済、社会、環境、財政面で維持可能であることを意味する。包括的な連結性とは、交通ネットワーク（陸路・海路・空路）、デジタル・ネットワーク（インターネットから衛星に至るもの）、エネルギー・ネットワーク（液化天然ガス [LNG]、電力網、再生可能エネルギーなど）、人的ネットワーク（人と人の連結性）の全体を含むことを意味する。ルールに則った連結性とは、ヒト、モノ、サービス、資本が効率的、公平、円滑に移動するためには国際ルール・基準・慣行が不可欠だという原則に基づくことを意味する。そのために、市場の効率性、高水準の透明性、国際ルールの遵守、良い統治が必要だとしている。

このように「EU・アジア連結性戦略」は、欧州流の理念に基づき、交通、エネルギー、デジタル、人材の4分野で欧州・アジア間の連結性を強化しようとするものである。中国の「一带一路」を念頭に、環境保全、財政・債務の維持可能性、公共調達手続きの透明性の確保を重視し、ルールに基づく欧州流の連結性をアジアに浸透させたい考えだ。その目的で、EU 予算から世界全体に向けて拠出される 600 億ユーロのうちの一定部分をアジア事業に対する信用保証として拠出し、これを呼び水に民間や国際金融機関の投資を促すとされる。日本政府はこうした動きを歓迎している。EU が掲げる諸原則は日本が共有できるものだからである。

EU は 19 年に入って、対中国戦略の見直しを進めた。EU の執行機関である欧州委員会は 19 年 3 月、そのための「EU－中国の戦略的展望に関する共同文書」(European Commission and High Representative of the Union for Foreign Affairs and Security Policy 2019) を発表した。この文書では、EU にとって中国は多面的な意味をもつという認識の下、中国のもたらす EU への挑戦と機会のバランスが変化したとし、より均衡のとれた経済関係と互恵的な条

件を求めていく姿勢が示された。すなわち、EUにとって中国は、いくつかの分野で「協力パートナー」であり、EUの利益のバランスを図るための「交渉パートナー」であり、技術的なリーダーシップを追求する「経済的な競争相手」であると共に、異なった国家統治モデルを追求する「体制上のライバル」(systemic rival)でもであると規定した。その上で、全てのEU加盟国が「17+1」や二国間の枠組みでも、EU法・政策に合致した対中行動をとるようEUの結束の重要性を訴えたのである。この首脳会議で提示されたEUの対中国戦略の基本方針が、中国を「経済的な競争相手」かつ「体制上のライバル」つまり体制間競争の相手国だと規定したことの意義は大きい。

欧州委員会は、この文書の中で、10項目におよぶ行動計画を提案した(表5参照)。この行動計画によれば、気候変動やイラン核合意などの分野で中国との連携強化を訴える一方、通商問題、中国の対欧投資、次世代技術(「5G」など)の分野で中国への警戒感を示し、中国の国有企業がEU市場に与える市場歪曲的な悪影響を排除すべきだと訴えている。

表5: EUの対中国戦略「10項目の行動計画」案

-
1. 人権、平和・安全保障、開発での協力強化
 2. パリ協定に基づく2030年までの温室効果ガス排出削減の要求
 3. 平和・安全保障における連携深化(イラン核合意の堅持)
 4. EUのアジア連結性戦略の履行を通じて、中国がEUと同じ原則に従うよう協働
 5. 世界貿易機関(WTO)改革、二国間投資協定、地理的表示等に関する既存の約束実行を要求
 6. 中国の政府調達における互惠性の要求・確保(政府調達市場の開放)
 7. EUの政府調達市場への外国企業の参加に関する指針の公表
 8. EU域内市場における外国の国有企業による歪曲的な悪影響への対応(EU法の欠陥の修正)
 9. 次世代移動通信規格(「5G」)に関するEUの共通アプローチの追求
 10. EUへの外国直接投資のスクリーニング(審査)の実施確保
-

出所: European Commission and High Representative of the Union for Foreign Affairs and Security Policy (2019). https://ec.europa.eu/commission/publications/eu-china-strategic-outlook-commission-contribution-european-council-21-22-march-2019_en

欧州委が対中国戦略でEU加盟国の全面的な結束が欠かせないとした背景には、ドイツやフランスなどEUの中核国が中国企業によるEU域内のハイテク産業や重要インフラへの投資拡大を警戒する一方、中東欧・南欧諸国が中国マネーに期待して中国との協力関係を強めているからである。また、もう一つのEU中核国であるイタリアが「一帯一路」の覚書に署名するなど、EU内の足並みが乱れている事情もある¹⁴。

表5に掲げられた項目のなかで「一帯一路」に関わるものは、項目4、6、7、8、9、10だろう。欧州委は、中国に対して同国の政府調達市場をEU企業に開放するよう訴え、EUでの受注をめざす中国企業には高い環境基準や労働者の権利保護を求める指針をまとめる。

欧州委はまた、中国の国有企業が EU 市場の機能を歪ませることがないように EU ルールを見直す。例えば、EU は政府が一部の企業を支援することで公正な競争を妨げる「国家補助」を禁じるが、その対象を加盟国企業から EU 市場に参入する外国企業にも広げる予定だ。

欧州委は、次世代移動通信規格（「5G」）ネットワークについて、EU 共通のサイバーセキュリティ政策を構築する必要性を訴えている。「5G」については、米国が EU 加盟国に対して「セキュリティが不十分なら、一定の情報共有が制限される」としてファーウェイ製品の排除を求めている。欧州委は「5G」ネットワークへの外国製品・サービスの使用は EU の安全保障を危機にさらすリスクがあるとし、20 年 1 月には加盟国に対して、ネットワークの中核部分についてリスクのある業者を排除できる規定を整備するよう促す勧告を出した。ただし、その他の非中核部分についてはそうした規定の整備を求めている。EU から離脱した英国は当初、「5G」ネットワークの中核部分からファーウェイ製品を排除する一方、その他の部分では 35%まで同製品を認めるとしていたが、5 月にはファーウェイ製品の参入を 23 年までにゼロにすると関係省庁に指示したと報じられている。それに対して、フランス、ドイツ、イタリアなど主要国は、ファーウェイ製品を排除するには至っておらず、米国との足並みが揃っていない。

EU への対内直接投資については、安全保障などの観点から審査を厳格化し、かつ EU としての包括的な審査制度をつくるが、最終的な許認可権限は各加盟国に帰属するとされる。

（5）「一帯一路」構想の課題

以上見たように、米国と EU は近年、「一帯一路」構想に批判的な立場をとっている。とりわけ、この構想が中国の勢力圏の拡大のために用いられ、借り入れ国の経済・社会・環境・財政の維持可能性を脅かしているという認識が持たれている。以下、「一帯一路」構想の課題を 7 点にまとめて説明する。

第一に、「一帯一路」沿線国間の政治体制、法制度、経済システム、価値観が異なるところ、中国は相対的に経済発展の遅れた諸国にインフラ融資を行うことで自らの権威主義的な統治モデルを輸出しつつあるという懸念が挙げられる。中国の対外援助は、伝統的に相手国の国内事情に干渉しない「内政不干渉」の原則に則っているが、それは相手国が明らかに人権を抑圧する権威主義的な政権であっても支援に国際基準を適用せず、そうした政権を正当化したり、その不正や腐敗を見逃したりすることにつながりやすい。こうした姿勢は多くの途上国の権力者に好まれるが、現地の国民の反発を買うケースが増えている（スリランカやモルディブなど）。

第二に、中国は「一带一路」事業を通じて経済支援の受け入れ国の利益を優先するのではなく、自国の経済的な利益を最優先する傾向があることが指摘される。たとえば、事業を受注するのは中国国有企業が圧倒的に多く、そうした中国企業はインフラ建設に必要な資材や機器を現地で調達するのではなく中国から輸入したり、大量の中国人労働者を動員したりするため、現地にもたらされるビジネス機会、雇用機会、ノウハウ移転が極めて限られる。また、それらの中国企業が、環境面、安全面、税制面、雇用面などで、沿線国の規制や法律を無視ないし軽視するかたちで事業を進めているという批判がある。「一带一路」事業は中国企業や中国人労働者を潤すだけで、沿線国の真の利益につながっていない可能性がある。

第三に、中国は「一带一路」事業を通じて世界各地で鉄道や港湾などのインフラ整備を行うことで戦略的な足掛かりをつくり、中国の事実上の「勢力圏」をつくり、現行の国際秩序を再編しようとしているという疑念が持たれている。「一带一路」の下で建設・運営される港湾が軍事転用されると、中国海軍の海洋での到達範囲を広げることにつながるからである。たとえば米国やインドは、中国がいくつかの南アジア・東南アジア諸国（モルディブ、ミャンマー、パキスタン、スリランカ）で港湾開発を支援し、それらの港湾に中国海軍の艦船を自由に寄港させることで、自らの安全保障が脅かされるのではないかと、危惧している。

第四に、「一带一路」事業を巡っては、中国からのインフラ融資が、借り入れ国の債務返済能力を十分考慮された上で行われているわけではないという問題がある。たとえばスリランカ政府は、ハンバントタ港の建設に必要な費用の大半を中国からの融資で賄ったが、債務返済に行き詰まり、2017年12月に債務軽減と引き換えに港湾株式の85%を中国国有企業に99年間貸与し、同港の運営権を引き渡すことになった¹⁵。こうした事態は、スリランカ国内で、自国が「債務の罠」に陥って中国の事実上の植民地となり、主権が侵害されていると批判された。実際、中国政府の意向や政治・軍事目的が優先するインフラ事業では、採算が度外視されて融資が行われる傾向にあるため、最終的に債務不履行に陥りかねないリスクがある。

米国のシンクタンク、センター・フォー・グローバル・ディベロップメントの Hurley, Morris and Portelance (2018) は「一带一路」沿線国における16年の債務データを検討した結果、ジブチ、キルギス、ラオス、モルディブ、モンゴル、モンテネグロ、タジキスタン、パキスタンの8か国が「深刻な債務リスク」に面していると指摘している（表6参照）¹⁶。とりわけ「中国－パキスタン経済回廊」の下で対中国債務が拡大しつつあるパキスタンは、債務返済の上で最大のリスクを負っているとされる。パキスタンはIMFへの資金支援を申請し、

IMFは19年7月、約60億ドルの金融支援を決め、財政再建に向けた構造改革を求めることとした。また、Hurleyらは、これら「深刻な債務リスク」に面している8か国以外の15か国を「高い債務リスク」に面しているとしており、それにはスリランカやカンボジアが含まれている。

表6: 主要沿線諸国の公的債務、公的対外債務、対中国債務など(対GDP比、%)、2016年

「一帯一路」沿線諸国	公的債務	公的対外債務	対中国債務	BRI関連債務
ジブチ	86.6	84.8	69.5	154.3
モンゴル	87.6	67.5	27.8	50.4
ラオス	67.8	54.1	26.3	60.7
キルギス	62.1	60.7	22.6	92.3
タジキスタン	41.8	32.4	17.2	57.6
カンボジア	32.3	31.9	15.9	33.4
エチオピア	54.1	30.1	10.1	15.2
ベラルーシ	53.9	37.1	6.5	14.6
ケニア	52.4	27.4	5.8	15.6
モルディブ	65.7	20.8	5.7	31.9
スリランカ	85.2	40.0	4.7	7.4
モンテネグロ	78.0	55.0	4.6	39.7
イラク	66.9	39.3	4.1	4.7
アルメニア	55.1	46.5	3.2	3.8
パキスタン	70.0	20.8	2.3	16.6
ウクライナ	84.9	54.5	1.7	4.4
エジプト	100.1	12.9	1.4	1.7
レバノン	143.6	38.0	1.0	1.0
アルバニア	73.3	34.3	0.8	0.8
ヨルダン	95.1	37.5	0.5	0.5
ボスニア・ヘルツェゴビナ	44.2	30.3	0.0	13.8
アフガニスタン	8.0	6.3	0.0	6.6
ブータン	107.1	105.8	0.0	0.0

注：網掛けの沿線8か国は「深刻な債務リスク」に面している諸国。公的債務・対外債務は公的部門による保証を含む。BRI関連債務は、対中国債務額と「一帯一路」関連融資予定額の合計。

出所：Hurley, Morris, and Portelance (2018) より作成。

世界銀行とIMFは低所得国の債務持続可能性に関する分析枠組みを開発し、各国の公的部門の対外債務の返済可能性を評価している。各国は債務返済のリスクの高さに応じて、返済困難、高リスク、中リスク、低リスクに分けられる。19年5月のデータによれば、「一帯一路」沿線国の中で返済困難国はコンゴ共和国、ガンビア、モザンビークであり、高リスク国はアフガニスタン、ブルンジ、カメルーン、チャド、エチオピア、ガーナ、モーリタニア、ザンビアとなっている。アフガニスタンを除くすべての国がサブサハラ・アフリカに属しており、中国が「一帯一路」の沿線国をアフリカに広げるに伴い、債権の回収リスクが高まる可能性があることを示唆する。

第五に、クロスボーダー型のインフラ・プロジェクトに関して、国際的な総合調整機関が存在しないという問題が挙げられる。国内的には、「一带一路」建設事業指導グループが設立され、国内調整がめざされている。しかし国際的には、「一带一路」事業は基本的に中国をハブとする二国間のプロジェクトの集積であって多国間の実務的な枠組みはなく、国際的な調整メカニズムも存在していない。二国間のみの枠組みでインフラ・プロジェクトを進めると、第三国に影響を及ぼす可能性があるものの、多国間でそうした問題を協議するための場やメカニズムが存在しないのである。

第六に、「一带一路」事業では、インフラ・プロジェクトの結果を評価するための枠組みが存在していないという問題がある。世界銀行や ADB などとの協調融資であれば、これらの機関が評価システムをもっているが、通常の「一带一路」プロジェクトの場合には評価システムが存在していない。アジアには、大メコン河流域 (GMS: Greater Mekong Subregion) 開発、南アジア地域経済協力 (SASEC: South Asia Subregional Economic Cooperation)、中央アジア地域経済協力 (CAREC: Central Asia Regional Economic Cooperation) などのサブ地域レベルの多国間協力メカニズムがあり、いずれも ADB が調整機能を担い、確立された評価システムが存在している。「一带一路」事業では、6大経済回廊など重要なプロジェクトにおいてさえ、明確な評価メカニズムが導入されていない。

第七に、20年1月以降の中国内外での新型コロナウイルスの感染拡大が、「一带一路」構想に根本的な見直しを迫る可能性がある。まず感染拡大当初は、春節を中国で過ごした中国人技師や管理部門人員がインフラ建設現場に戻れない、中国から労働者派遣ができない、必要な建設資材が届かないなどの理由で、多くの工事が中断した。130か国以上で中国人および中国滞在歴がある人間の入国禁止措置が実施され、こうした措置はしばらく続くものと見られる。また沿線国の中で、感染拡大による経済収縮と財政悪化により、対外債務返済に困難をきたす国が増えつつあり、中国もその対応に迫られることになる。債務返済の肩代わりとして港湾や資源開発権益など実物資産を手に入れるやり方が批判されているところ、中国は債権国として相手国債務の再編、既存プロジェクトの縮小、今後のプロジェクトの見直しなど、「一带一路」構想の縮小を迫られる可能性がある。より構造的には、中国の経済成長率の急速な鈍化が「一带一路」構想の下押し要因となりうる。中国の潜在成長率は構造的に鈍化傾向にある中、米国との貿易戦争によって下押し圧力がかかり、そこへ今回の新型コロナウイルス問題でさらに低下しよう。このことは、近年の経常収支黒字の縮小や外貨準備の減少と相まって、対外投融資の余力に制約がかかることを示唆する¹⁷。今後は「量」の拡大ではなく、「質」を重視した「一带一路」プロジェクトへの転換が必要になるろう。

(6) 「一带一路」構想の改善の方向

「一带一路」構想が、沿線諸国と域外諸国の利益となる国際公共財としての意義をもち、同時に国際調和的なものとして機能するためには、上記の課題に応じていくことが重要だ。「一带一路」構想の改善の方向として、以下の点を挙げておきたい。

- 強権的・権威主義的な政府に対して「中国モデル」を広げるためのインフラ支援を避ける
- 「一带一路」構想が地政学的・軍事的な目的をもたないことを明確にしていく
- 沿線国の規制や法令を順守し、現地でのビジネス機会、雇用機会、ノウハウの移転の向上、環境保全に努める
- 沿線国の債務返済可能性の維持に配慮した貸付けを行って「債務の罍」をつくり出さず、公的債務の返済に問題が生じた際には一定のルールの下で解決する
- 「一带一路」プロジェクトで構築されるインフラが全ての国の人々や企業に開放されることに加え、透明な調達制度の下で海外企業の事業参加を認める
- 全ての沿線国にとって利益になる公平な運営を行うために、意思決定方式を多国間化する
- 少なくとも6大経済回廊など大規模インフラ・プロジェクトについては、その結果を評価する枠組みを導入する

習近平国家主席は、2019年4月の第2回「『一带一路』国際協力サミットフォーラム」での演説で、「質の高い『一带一路』協力」の重要性を訴えた。すなわち、「一带一路」プロジェクトの建設や運営について、「開放性、グリーン（環境保全）、クリーン（廉潔性）の理念を堅持し」、「あらゆることが透明性をもつべき」であり、「広く受け入れられているルールと基準を採用し、各国の法律や規制を尊重しなければならない」とした。入札の透明性を図って汚職や腐敗を退け、環境に配慮した事業を行うとしている。さらに経済・財政面での維持可能性を確保する必要性も認め、間接的に「債務の罍」への懸念に留意したのである。中国がこうした問題を意識し始めた点は評価すべきであり、今後の「一带一路」プロジェクトが実際にそのような方向に改善されていくのか、国際社会は見守ることになるだろう。

また、このフォーラムに備えて、中国財政部が「『一带一路』の債務持続可能性に関する分析枠組み」を作成したが、歓迎すべきことだろう。財政部が、IMFと世界銀行が開発した低所得国の債務持続可能性に関する分析枠組みに基づいて、「一带一路」沿線国の実情を踏まえてつくった分析ツールであり、借り入れ国の債務返済能力の分析に取り組む姿勢を示したといえる。ただし、金融機関など資金の出し手がこの債務分析の結果をどう活用す

るかは任意とされ、厳格に適用されるものではないようだ。そもそも、そうした分析の前提条件として、借り入れ国の債務状況を把握するために、中国が各国に行っている対外援助・経済協力の詳細を公表するべきだろう。中国は経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）に加盟しておらず、その対外債権の詳細なデータを公表していないが、世界の公的債権大国として、データの開示が望まれる。中国はパリクラブにオブザーバーとして参加しているものの、正式メンバーではなく債務国の公的債務の救済措置には参加していない¹⁸。中国は、世界第二の経済大国、重要な債権大国としてパリクラブに正式に参加し、債務国の債務再編成の作業に関わるべきだ。公的債務の返済猶予、金利減免、債務の部分的なカットを行う見返りに、相手国の港湾や開発資源権益などの実物資産を担保として差し出すよう要求すべきでない。それにより、中国の経済支援が「債務の罠」につながることに歯止めがかけられよう。

中国が主導して設立した AIIB は国際的な開発銀行として、世界銀行や ADB などとの協調融資を多く行ってきたことから、そのインフラ・プロジェクトは国際的な基準に則って進められてきたとあってよい。それに対して「一带一路」事業は、基本的に中国をハブとする二国間プロジェクトの集積であるが、これを多国間化していくことが望ましい。その方策として、世界銀行が全体の調整役として「一带一路」構想を支援していくことを勧めたい。世銀が関与することで、「一带一路」構想が中国のみを利するのではなく、すべての参加国を利する透明性の高いプログラムだと受け止められるようになる。世銀は、以下のサービスを提供することでその役割を果たすことができる：①主要な「一带一路」プロジェクトの分析と評価、②中立的なブローカーとして各国間の利害調整、③各国の経済発展戦略と「一带一路」プロジェクトの整合性確保、④国際的な融資基準（環境・社会的基準、入札の透明性）の遵守、⑤借り入れ国の公的債務の維持可能性分析と債務返済問題時の解決支援。世銀が「一带一路」構想に関与することで、この構想が国際社会によって認知されることに中国も強い関心をもつはずだ。

2. 「自由で開かれたインド太平洋」構想

日本、米国、豪州、インドは、中国の「一带一路」構想の急速な展開を受けて、インド太平洋戦略や構想を打ち出している。安倍首相は 2016 年 8 月に「自由で開かれたインド太平洋」戦略を提起し、トランプ米政権が 17 年 11 月にそれをみずからのアジア戦略として採用することになった。豪州とインドも、米国とは若干ニュアンスが異なるもののインド太平洋戦略を掲げるようになり、ASEAN も独自の「インド太平洋アウトルック」を出している。

(1) 日本の「自由で開かれたインド太平洋」構想

安倍首相は第一次安倍内閣当時の2007年に、インドの国会において、インド洋と太平洋の「二つの海の交わり」に関する演説を行うなど、かねてからインド太平洋の意義を重視していた。首相は、第三次安倍内閣時の16年8月にケニアで開催されたアフリカ開発会議(TICAD VI)の基調講演において、「自由で開かれたインド太平洋」(Free and Open Indo-Pacific; FOIP)戦略を発表し、国際社会の安定と繁栄の鍵を握るのは成長著しいアジアと潜在力溢れるアフリカの「2つの大陸」、自由で開かれた太平洋とインド洋の「2つの大洋」の交わりにより生まれるダイナミズムであり、日本はこれらを一体として捉えた外交を進めることで、アジアとアフリカの繁栄の実現に取り組んでいくと述べた(外務省、『外交青書2017』)¹⁹。具体的には、「東アジアを起点として、南アジア、中東、アフリカへと至るまで、インフラ整備、貿易・投資、ビジネス環境整備、開発、人材育成等を…展開」し、アフリカ諸国に対してもオーナーシップを尊重した国造り支援を行う、そしてこの戦略を具体化していくために、インド、米国、豪州などとの戦略的な連携を一層強化するとした。

日本政府は、「自由で開かれたインド太平洋」戦略の公表を受けて、インド太平洋地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することで、この地域をどの国にも分け隔てなく安定と繁栄をもたらす「国際公共財」とすることをめざすとした(『外交青書2018』)。そして、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための日本の取組の三本柱として、以下の点を挙げた：①法の支配、航行の自由、自由貿易などの普及・定着、②連結性の向上などによる経済的繁栄の追求、③平和と安定の確保(『外交青書2019』)。これに加えて、最近の外務省文書で、「自由で開かれたインド太平洋」構想は開かれた包摂的なコンセプトであり、いかなる国も排除しないこと、新たな機構を創設したり、既存の機関を乗り越えたり弱めるものではないことも強調している²⁰。

日本の「自由で開かれたインド太平洋」の考え方に関し、3点ほど特徴的なことを挙げておきたい。第一に、米国、豪州、インド、欧州主要諸国などと考え方を共有しつつ国際連携してきたことである。第二に、その焦点が安全保障分野だけでなく、開発協力・経済分野にも拡大されてきたものの、経済分野でのアプローチが限られていることである。第三に、当初打ち出された「自由で開かれたインド太平洋」の「戦略」が「構想」や「ビジョン」へと変化してきたことである。

米豪印欧との連携

日本は「自由で開かれたインド太平洋」の考え方を、同盟国である米国や友好国である豪州、インド、欧州主要諸国と共有しつつ、かつ様々な国際フォーラムでもその重要性を

訴えてきた。まず、トランプ大統領が2017年11月のベトナムでのアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議に先立って来日した際、安倍首相との間で「自由で開かれたインド太平洋」戦略について考え方をすり合わせ、それを共同戦略として推進することに合意した²¹。そこでは、日米が主導してインド太平洋を自由で開かれたものとし、この地域全体の平和と繁栄を確保していくため、既述の三本柱の施策を進めることが確認された。日米両国は、その後も、法の支配や公正なルールに基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、緊密に連携し協力を進めてきた。

日本とインドは同盟国に準ずる関係にある。両国は06年12月に「戦略的グローバル・パートナーシップ」に向けた共同声明に署名し、14年9月には日印関係が「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に引き上げられ、15年12月には共同声明「日印ヴィジョン2025」で、政治・経済・戦略的な連携をさらに強化することとした。この共同声明では、両国が2025年に向けて、主権・領土保全、紛争の平和的解決、民主主義、人権、法の支配、開かれた国際貿易体制、航行・上空飛行の自由などの原則によって支えられたインド太平洋地域の平和、安全保障及び発展のために取り組むとしたのである。この間、両国は11年8月に日印包括的経済連携協定（CEPA）を発効させている。このように、日本はインドとの間で、早い段階から、インド太平洋地域の安定と発展についての認識を共有していた。

そうした点を踏まえて、日本とインドは16年11月、日本の「自由で開かれたインド太平洋」戦略とインドの「アクト・イースト」政策を連携させて相乗効果を高めることにより、インド太平洋地域の安定と繁栄を図っていくことで一致した。また両国は、アジアとアフリカの産業回廊などの開発促進で合意し、「アジア・アフリカ成長回廊」構想を打ち出した。それまで日本とインドが別々に行ってきた対アフリカ援助を、共同で進めるとしたのである。17年9月には、インド太平洋地域の連結性の強化、海洋安全保障分野での協力、日米印連携の促進、ODAを通じた支援の継続、日本語教育の拡充、観光・人的交流の抜本的拡大など具体的な協力を深化させることになった。18年10月には、日印の共通ビジョンに基づき、「自由で開かれたインド太平洋」に向けて協働すること、防衛協力の基盤となる物品役務相互提供協定（ACSA）の正式交渉を開始すること²²、米国などのパートナーと具体的な協力を拡大していくことに同意した。

日本と豪州との間の政治・安全保障・経済関係も緊密である。両国は、民主主義、人権、法の支配、市場の開放、自由貿易などの基本的価値と戦略的利益を共有する「特別な戦略的パートナー」として、安全保障、経済、地域協力など、多くの分野で重層的な連携を深化させつつある。15年1月には日豪経済連携協定が発効し、18年12月には日豪が共に牽

引した「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ」（CPTPP）が発効した。現在、同じく日豪を含む「東アジア地域包括的経済連携」（RCEP）の最終文書作成のための作業が行われている。また17年9月には、物品役務相互提供協定（ACSA）を発効させた。

豪州は、17年11月、14年ぶりに発表した『外交政策白書』で、インド太平洋地域を外交政策として重視する姿勢を正式に示し、日本などパートナー国との協力強化を打ち出した²³。両国は18年1月に「特別な戦略的パートナーシップ」を一層強化することで一致し、インド太平洋地域に関する協力を深化させることとした。18年11月には、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンを共有していることを確認し、海洋安全保障の能力構築支援や連結性強化等で具体的協力を進めるなど、地域の安定と繁栄のために連携していくことで一致した。

日本は、主要欧州諸国との間でも「自由で開かれたインド太平洋」に関する認識の共有を図りつつある。英国とは、17年8月に物品役務相互提供協定（ACSA）を発効させて安保協力を進めるとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を進めている。また、日英EPAの早期締結をめざすべく、交渉が開始されている²⁴。インド太平洋国家でもあるフランスとは、19年6月に「日仏ロードマップ（2019-23）」が作成されて海洋政策対話が行われたり²⁵、7月に物品役務相互提供協定（ACSA）を発効させたりするなど、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための協力を進めている。また、ドイツの間では、戦後の自由で開かれた国際秩序の下で平和国家として発展してきた両国が、ルールに基づく国際秩序の維持・強化のために一層緊密に協力していくとともに、インド太平洋地域において協力することを確認している。

日本はさらに、安倍首相を中心に、日・メコン、日・ASEAN、日中韓、ASEAN+3（日中韓）、東アジア首脳会議（EAS）、アジア太平洋経済協力（APEC）、アジア欧州会議（ASEM）など様々な地域協力の枠組みや国連総会の場を通じて、自由貿易の推進、「質の高いインフラ」整備、国際法に則ったルールに基づく「自由で開かれたインド太平洋」について、地域の諸国や欧米諸国、国際社会と共に実現していくことを表明している。

『外交青書』における「自由で開かれたインド太平洋」の取り扱い

外務省の作成・発行する『外交青書』は、日本が行ってきた外交政策や最近の国際情勢をとりまとめた、最も基本的な公的文書である。そこでの「自由で開かれたインド太平洋」の取り扱いの変化を見ることによって、日本政府によるその位置付けがどのように変わってきたのかを知ることができる。

日本は2015年版以降の『外交青書』で、外交の三本柱として①日米同盟の強化、②近隣

諸国との関係推進、③日本経済の成長を後押しする経済外交の推進を掲げていた。18年版からは、外交の六つの重点分野として①日米同盟の強化及び同盟国・友好国のネットワーク化の推進、②近隣諸国との関係強化、③経済外交の推進、④地球規模課題への対応、⑤中東の平和と安定への貢献、⑥「自由で開かれたインド太平洋」戦略を掲げ、初めて「自由で開かれたインド太平洋」戦略が外交の重点分野の一つとなった。これは19年版にも引き継がれたが（ただし後述のように2019年版では⑥での「戦略」の表現が消えている）、20年版では「自由で開かれたインド太平洋」の考え方は外交の六つの重点分野には含まれていない²⁶。

16-19年版の『外交青書』を見ると、16年版での「自由で開かれたインド太平洋」の取り扱いがゼロであったが、17年版では7か所で取り扱われ、18年版、19年版での取り扱いが大幅に増えていることがわかる。内容について見ると、まず17年版から19年版まで一貫して、「グローバルな安全保障」の中の「地域安全保障」、および「国際協力」の中の「開発協力」の文脈で「自由で開かれたインド太平洋」が取り上げられている。18年版からは、「海洋秩序」や「海洋分野」の箇所、及び「経済外交」の中の「インフラシステムの海外展開の推進」で触れられている。

ここからわかる第一の点は、「自由で開かれたインド太平洋」の考え方は、安全保障と開発協力・経済外交に関わる外交活動として実践されてきたということである。安全保障については、日本は「自由で開かれたインド太平洋」の考えを当初から地域安全保障の問題として取り扱っており、とりわけ海洋秩序や海洋分野における法の支配に関する問題として焦点を当てている。国際協力については、当初からODAを中心とする開発協力の問題として、そして経済外交では日本企業によるインフラシステムの海外展開の問題として捉えている。

第二に、19年版までの『外交青書』からは、日本政府がどのようにして「自由で開かれたインド太平洋」を実現させようとしていたのかは必ずしも明らかではないという問題がある。利用可能な外交ツールをどのように動員して「自由で開かれたインド太平洋」を構成するどの部分の実現につなげようとしていたのかが十分示されていないのである。とりわけ、経済外交ツールとしては日本企業のインフラ・ビジネスの海外展開を支援することに重点がおかれ、インド太平洋地域でどのようにインフラの「連結性の強化」を図るのか、「自由貿易の普及・定着」をどのように実現させていくのか、インフラ以外の貿易・投資などの分野でどのように地域の「経済的繁栄」を追求していくのかが具体的に説明されていない。

この点、外務省の資料「自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて」では、もう少し

明確になっている²⁷。「自由で開かれたインド太平洋」構想の三本柱は、既述のように、①法の支配、航行の自由、自由貿易等の普及・定着、②連結性向上等による経済的繁栄の追求、③平和と安定の確保である。この外務省資料では、①については、インド太平洋の平和と安定の基礎である国際秩序の基本原則を維持することが重要だとされる。②については、3つの連結性を改善することが重要だとされる：(i) 物理的連結性（「質の高いインフラ」：港湾、鉄道、道路、エネルギー、情報通信技術〔ICT〕）；(ii) 人的連結性（教育、職業訓練、友好関係）；(iii) 制度的連結性（EPA や FTA を通じた調和および共通のルール）。③については、能力構築（海上法執行能力、海洋状況把握〔MDA〕能力の強化、人材育成）ならびに人道支援・災害救援分野等（人道支援・災害救援分野、海賊対策、テロ対策、不拡散、国連平和維持活動〔PKO〕）の活動が重要だとされる。したがって、①の実現に向けて、国際秩序の基本原則をどのように維持していくのか、具体的な外交活動の明示化が必要になろう。また、②の実現に向けて3つの連結性を改善していくには、開発協力と経済外交をどのように相互にシナジーのあるかたちで動員していくかを具体的に示す必要がある。③に関しては、具体的な活動が列挙されることで、イメージがつかみやすくなっている。

「自由で開かれたインド太平洋」戦略から構想へ

日本政府は、2018年10月以降、「自由で開かれたインド太平洋」について、「戦略」ではなく「構想」や「ビジョン」の言葉を使いはじめ、あるいは「戦略」をとった表現を使うようになった。実際、安倍首相は、18年10月以降のインドのモディ首相やマレーシアのマハティール首相との会談、あるいは米国のペンス副大統領との会談にあたっては、「ビジョン」や「構想」の言葉を用いた。『外交青書』においても、17年版、18年版では「戦略」の言葉が使用されたが、19年版では「構想」ないし「ビジョン」、あるいは「戦略」なしの表現が用いられている。

このような変化が生まれた理由は公的文書では説明されていないが、その背景として三点挙げる事ができる。第一に、「戦略」という言葉は、軍事的な意味で用いられたり、ある明確な目的を達成するための体系的な外交政策が存在したりすることを示唆するが、日本政府は、「自由で開かれたインド太平洋」の考え方がそもそもそうした「戦略」には当たらないことを示そうとした可能性がある。「自由で開かれたインド太平洋」とは戦略ではなく、むしろその上位に位置づけられる目的ないしビジョン・構想だと捉えることが適切なものかもしれない（北岡 2019）。ただし、「自由で開かれたインド太平洋」が上位の目的であったとしても、既述のように、どのような外交政策措置を動員してどのようにその目的を实

現しようとしたのかは必ずしも明らかでないという問題が残る。いずれにせよ 19 年版の『外交青書』では、「戦略」の表現はなくなった。一点理解しづらいのは、20 年版の『外交青書』で「自由で開かれたインド太平洋」が外交の重点分野に含まれなくなったことであるが、これをもって日本外交が「自由で開かれたインド太平洋」を重視しなくなると捉えるべきではなかろう。

第二は、「戦略」と呼ぶことで、中国を牽制したり「一带一路」構想に対抗したりする意味合いをもつと受け止められる恐れがあるため、関係改善をめざす中国への配慮からそうした言葉を使わないようにした可能性がある。日本政府は、第一次安倍内閣時の「自由と繁栄の弧」戦略が中国やロシアを排除したものと捉えられたことから、「自由で開かれたインド太平洋」戦略では中国排除の色彩を強く出さないように努めた²⁸。とは言え、この戦略が、台頭する中国ならびにその「一带一路」構想を意識して打ち出されたものであることは否定しえない。というのは、日本が、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序が国際社会の安定と繁栄の基礎だとして、インド太平洋地域における法の支配や航行の自由の確保に取り組んでいく限り、そうした法の支配や航行の自由を脅かす存在は、南シナ海や東シナ海で一方的な行動を取っている中国であることから、「自由で開かれたインド太平洋」戦略は、中国に向き合うための枠組みに他ならないからである。

安倍首相は 18 年 10 月に、日中平和友好条約締結 40 周年の記念式典や日中第三国市場協力フォーラムへの出席などのために訪中することになった。国際会議以外で日本の首相が中国を訪問するのは 11 年 12 月以来、7 年ぶりのことだった。米中の貿易摩擦が激化する中で、尖閣諸島などを巡って冷え込んでいた日本との関係改善に意欲的な中国側の招待に応じ、経済面を中心に日中間の連携強化を図ろうとしたのである。それまで中国への警戒心や対抗心を示していた安倍首相が、対中競争路線から協調路線に転じることになる訪中だったといえる。この訪中を成功裏に果たし、日中関係を正常化させるためには、中国と対抗・競争する姿勢を示すべきでないという配慮が働き、「戦略」という言葉が避けられた可能性がある。

第三に、「戦略」という言葉により、米中摩擦の激化に加え、日中関係がさらに悪化すれば、ASEAN 諸国は中国か日米かという選択に迫られかねないため、そうならないよう配慮が働いた可能性がある。日本はもともと東南アジア重視の姿勢を打ち出し、「ASEAN 中心性」の重要性を十分認識した上で ASEAN 共同体の強化のための支援にコミットしてきた。ASEAN 重視の背景には、東南アジアがインド洋と太平洋をつなぐ、極めて重要な地理的な結節点に位置していることに加え、ASEAN を中心とする各種の地域協力制度が既に存在していることがある。日本としては「自由で開かれたインド太平洋」を実現するために、

ASEAN を巻き込んでいくことが欠かせないのである。そして ASEAN は日米と中国の両方と友好関係を維持しつつ発展しようとしており、いずれかの選択に迫られたくない立場にある。そのような中で、日本が「自由で開かれたインド太平洋」戦略で中国と対抗するのであれば、ASEAN の加盟国の中には日本に与することを躊躇する国が現れる可能性がある。日本にとっては、「戦略」の言葉を避けることで ASEAN 全体の支持が得られるとすれば、それは望ましいことだと判断したと考えられる。

「質の高いインフラ」支援と日・EU 連結性パートナーシップ

「質の高いインフラ」の概念は、「自由で開かれたインド太平洋」構想の実現において欠かせないものである。この構想の第二の柱である「経済的繁栄」を追求するための「物理的連結性」を改善するに当たり、「質の高いインフラ」の考え方が重要な役割を果たすからである。

安倍首相は、2015 年 5 月に開かれた「第 21 回国際交流会議 アジアの未来」において、「質の高いインフラパートナーシップ～アジアの未来への投資～」を発表し、「質の高いインフラ」投資の必要性を提唱した（外務省、財務省、経済産業省、国土交通省 2015）。

「質」の高いインフラとは、一見、費用が高く見えるものの、使いやすく、長持ちし、そして、環境に優しく災害の備えにもなるため、長期的に見れば安上がりになり、かつ現地の人々の雇用を生み出し、スキルを高め、暮らしを改善することにも貢献するものとした。そのために、ADB と連携し、今後 5 年間でそれまでの約 30%増となる約 1,100 億ドルの「質の高いインフラ」投資をアジア地域に提供していく方針を示した。そして、「質の高いインフラパートナーシップ」を支える 4 本柱として、日本の経済協力ツールを総動員した支援量の拡大・迅速化、日本と ADB のコラボレーション、国際協力銀行（JBIC）の機能強化等によるリスク・マネーの供給倍増、「質の高いインフラ投資」の国際スタンダードとしての定着を挙げた。

安倍政権は、16 年 5 月には G7 伊勢志摩サミットで「質の高いインフラ投資の推進のための G7 伊勢志摩原則」を主導して、「質の高いインフラ」の重要性を国際的に訴え、次の 5 原則が合意された（主要先進 7 개국首脳会議 2016）：①効果的なガバナンス、信頼性のある運行・運転、ライフサイクルコストから見た経済性及び安全性と自然災害、テロ、サイバー攻撃のリスクに対する強靱性の確保、②現地コミュニティでの雇用創出、能力構築及び技術・ノウハウ移転の確保、③社会・環境面での影響への対応、④国家及び地域レベルにおける、気候変動と環境の側面を含んだ経済・開発戦略との整合性の確保、⑤官民連携（PPP）等を通じた効果的な資金動員の促進。さらに日本政府はこの G7 サミットで、17

年から5年間の目標として、海外での「質の高いインフラ」づくりなどに向けて約2,000億ドルの資金等を供給することを表明した。これはその1年前に設定された目標の1,100億ドルからほぼ倍増となる金額にあたる。

「質の高いインフラ」原則の重要性は、その後のG20杭州サミット（16年9月）、G7シャルルボワ・サミット（18年6月）、第13回東アジア首脳会議（18年11月）、APEC首脳会議（18年11月）、G20ブエノスアイレス・サミット（18年11月）をはじめとする多くの国際会議で唱えられてきた。そして、19年6月に日本が議長を務めたG20大阪サミットにおいて、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が承認された。このG20原則は、いわばこれまで「質の高いインフラ」づくりを進めてきた日本の努力を集大成したものといえ、次の6つの原則からなっていた：①持続可能な成長と開発への正のインパクトの最大化、②ライフサイクルコストを考慮した経済性向上、③環境への配慮、④自然災害等のリスクに対する強靱性の構築、⑤社会への配慮、⑥インフラ・ガバナンスの強化。

以上の諸原則や文書などから、「質の高いインフラ」とは以下の条件を満たすものだといえる。

- 長期的な観点から経済性が高い（初期投資の費用と保守・修繕・管理費全体のライフサイクルコストが低い）
- 安全性と強靱性（自然災害・テロ・サイバー攻撃のリスクに対するもの）が確保される
- 環境・社会面での影響が配慮される
- 現地の社会・経済への貢献が大きい（雇用創出、技術・ノウハウの移転、人材育成）
- 各国の経済・開発戦略との整合性が保たれる
- 開放性と透明性が保証され、調達における腐敗を防止する
- 借り入れ国にとって、個々のプロジェクトの財務の維持可能性だけでなく、マクロで見た債務の返済可能性が確保されるかたちでインフラ融資がなされる

要するに、「質の高いインフラ」とは、経済面・環境面・社会面・財政面で維持可能なインフラの構築をめざす考え方だといえる。これは先にみたEUの「EU・アジア連結性戦略」の原則と共通項が多く、きわめて親和性が高い。EUの原則と異なるところは、EUが包括的な連結性を重視し、デジタル、交通、エネルギー、人的交流の全てをトータルに捉えていることであるが、これはEUが域内経済統合を果たすべく総体的な連結性を重視してきたことから当然のことだろう。この点はマイナーな違いであり、日本がEUと連結性強化で協力していくことになったのは、自然な流れだと言ってよい。

安倍首相は19年9月、ブリュッセルで欧州連合（EU）とアジアの連結強化をテーマと

した第1回欧州連結性フォーラムに出席した際、「持続可能な連結性および質の高いインフラに関する日・EU パートナーシップ」と題する文書に署名した。この共同文書は、日本とEUがデジタル、交通、エネルギー、人的交流を含むあらゆる次元における連結性の強化に二国間・多国間で協力して取り組む意思を示すもので、EUが域外国と締結する初めての連結性に関する文書となる。文書では協力にあたり「相手国のニーズと需要を十分に考慮し、財政能力及び債務の持続可能性に最大限留意する」との方針を明記し、西バルカン、東欧、中央アジア、インド太平洋、アフリカを対象とするとした。日・EUは持続可能な連結性と質の高いインフラにコミットし、関係者に対し開放性、透明性、包摂性、対等な競争条件を担保する。さらに、自由で、開放的で、ルールに基づく、公正で、無差別かつ予測可能な貿易・投資、透明性のある調達慣行、債務の持続可能性と経済・財政・金融・社会・環境面での持続可能性を確保すべく協力するとした。

日・EUのこの新たな連結性パートナーシップは、18年7月に署名された日欧経済連携協定(EPA)と戦略的パートナーシップ協定(SPA)(これらの発効は19年2月)に続いて、相互の関係をさらに深化させるものだ。日・EUは、日本が掲げる「自由で開かれたインド太平洋」構想とEUの「EU・アジア連結性戦略」が重視する自由、開放性、透明性、ルールに基づく連結性、持続可能性などの共通理念を確認し、明示化されていないものの、中国を念頭に協力関係を強化させることにしたのである。文書で挙げられた対象地域のうち、西バルカンと東欧は欧州の中で中国が「17+1」など「一帯一路」構想を通じて影響力を高めている地域であり、中央アジアはまさに「陸のシルクロード」の中核地域である。アフリカは伝統的にEUとの関係が強かった地域だが、近年中国が経済援助を通じて急速に進出して存在感を高めており、インド太平洋は日本が米豪印と連携して中国の「海のシルクロード」を中心とした「一帯一路」と競合している地域である。日・EUが連携することで、それぞれがこれらの重点地域で影響力を維持・強化することがめざされたといえる。

(2) 米国、豪州、インド、ASEANの「インド太平洋」へのアプローチ

米国の「自由で開かれたインド太平洋」戦略

米国は、2017年11月の東アジア訪問におけるトランプ大統領の演説で²⁹、中国の「一帯一路」構想の進展や一方的な海洋進出を念頭に、安倍首相の唱える「自由で開かれたインド太平洋」戦略を自国の新たなアジア戦略として位置付けた。同年12月に発表された『国家安全保障戦略』では、従来のアジア太平洋に代えて「自由で開かれたインド太平洋」の表現が取り入れられ³⁰、18年1月に10年ぶりに発表された国防総省の『2018年国防衛戦略』では、「自由で開かれたインド太平洋」の重要性が指摘された³¹。18年6月の第17

回「アジア安全保障会議」(シャングリラ対話)で、マティス国防長官(当時)が「自由で開かれたインド太平洋」戦略について対外的に包括的な演説を行った。こうした動きは、ワシントンが外交政策を決め、東京がフォローするという従来型の決定パターンを逆転したもので、今回は東京がリードし、ワシントンがフォローすることになった。

17年12月の『国家安全保障戦略』においては、中国とロシアが現状変更をめざす「修正主義国家」と規定され、中国がインド太平洋地域から米国を追いやることで自身に有利なかたちで地域秩序を変えようとしているとされた。インド太平洋地域における戦略として、海洋の自由、領有権・海洋紛争の国際法に基づく平和的解決へのコミットメント強化が打ち出され、日米豪印4か国の協力や、同盟国・友好国との強力な防衛ネットワークの構築などが必要だとされた。18年1月の『2018年国防衛戦略』では、中国は米国の「戦略的競争相手」と位置づけられ、略奪的な経済手段を用いて近隣諸国を脅し、南シナ海での軍事化を推進するなどインド太平洋地域の秩序を自らに有利になるように再編していると指摘された。「自由で開かれたインド太平洋」地域は繁栄と安全を提供するものであり、侵略を抑止し、安定性を維持し、共通領域への自由なアクセスを確保するための安全保障構造を構築すべく同盟・連携関係の強化が必要だとされた。

興味深い点は、「米国第一主義」を唱え多国間的な協調・協力で否定的なトランプ政権であっても、インド太平洋地域では同盟国・友好国との安全保障面での連携や協力の必要性が訴えられていることである。19年には、上記の2つの戦略文書を引き継ぐかたちで、国防総省と国務省により、インド太平洋戦略に関する報告書が相次いで公表された。2つの報告書の間には、中国への対応についてニュアンスの違いがあるものの、総じて共通点が多く、いずれもインド太平洋地域における同盟国や友好国との多国間の連携が必要であることが再確認されている。

19年6月の米国防総省の『インド太平洋戦略報告書』は³²、インド太平洋地域が米国の将来にとって最も重要な地域だと明記し、この地域における安全保障の対立を「自由な世界秩序」と「抑圧的な世界秩序」の理念をめぐる戦いだとした。この報告書は、米主導の地域秩序に挑戦する「修正主義国家」である中国との衝突に備えることの重要性を訴えている。注目されるのは、米軍の中国・ロシアに対する軍事的優勢が失われ、その抑止力が低下しつつあるとの認識の下で、米軍だけで中国人民解放軍に対峙するのではなく、同盟国との「合同軍」の編成や「同盟国・友好国との重層的なネットワーク」構築による連携強化で対応していることである。米国を中心とした同盟国・友好国とのハブ・アンド・スポーク型の安全保障の枠組みに加えて、米国と複数国との間の連携や同盟国・友好国同士の連携を含めた重層的ネットワーク型の地域安全保障の枠組みを構築することで、中国に

対峙すべきだという立場を示している。

19年11月の米務省の『自由で開かれたインド太平洋』は³³、17年11月にインド太平洋戦略を発表した米政府として、その後の具体的な取り組みについて説明した報告書である。その現状認識においては国防総省の報告書と大きな違いはないが、中国を名指しで批判しておらず、「中国は国の内外で抑圧的な行動をとっている」という表現が出てくる程度である。加えて興味深い点は、米国が「自由で開かれたインド太平洋」の概念を主張する際、それはどの国も排除せず、2国（米国と中国）のうちどちらかの選択を迫るものでもないと説明していることである。報告書は、インド太平洋地域における基本原則として、①すべての国の主権と独立性、②紛争の平和的解決、③開かれた投資、透明性のある合意、④航行・上空飛行の自由など国際法の遵守—を挙げ、地域の各国がこの原則に同意することを求めている。

さらに、この報告書では、「自由で開かれたインド太平洋」戦略の下で、米国が同盟国や友好国との二国間外交や多国間外交を前進させつつあることが説明されている。二国間外交については、豪州、日本、インドとの関係が重視され、それに韓国、フィリピン、タイ、シンガポールなどが続く。多国間外交については、日米豪印、日米豪、日米印などの連携だけでなく、ASEAN、南部メコン地域、南アジア、太平洋島嶼諸国などへの支援にも言及されている。とりわけ ASEAN については、インド太平洋の地理的な中心に位置し、「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンの中核をなすと述べている。また ASEAN の「インド太平洋アウトルック」については、その原則（包括性、開放性、良い統治、国際法の尊重）と米国の「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンとの間に明確な収斂が認められるとしている。このように、米務省の報告書からは、米国がインド太平洋地域の多国間外交に積極的に関与していることを示そうとしていることがうかがえる。

豪州の「インド太平洋」戦略

豪州政府がインド太平洋の言葉を公式に使用したのは、2013年5月に発表された『防衛白書』が最初だったと言われる。それ以降もインド太平洋地域の重要性は認識されており、17年11月には、14年ぶりに改訂された『外交政策白書』で、今後10年間の外交指針の一環として、「開かれた包摂的で繁栄したインド太平洋」地域の推進が打ち出された³⁴。これは、日米の提唱する「自由で開かれたインド太平洋」戦略に呼応した包括的な外交戦略文書だといえる。その柱は、ルールに基づく国際秩序・地域秩序の構築に向けた、米国との同盟関係の維持、中国への関与、日米印など志を同じくする同盟国・友好国との協力関係の強化である。豪州がインド太平洋と捉える地理的な範囲は、東インド洋から太平洋地域

であり、アフリカは含まれておらず、かつインド以外の南アジアは重視されていないが、その代わり太平洋島嶼地域が重視されている。

この白書の地域情勢への認識は、同盟国である米国が戦後長い間、自由と法に基づく地域秩序の安定を支えてきたものの、価値観や政治体制が異なる中国が経済・政治・軍事面で急速に台頭して、米国の地位に挑戦することで、インド太平洋地域にパワーシフトが起こりつつある、そのため豪州を取り囲む国際環境が不透明になりつつあるということである。さらに、経済的にダイナミックなインド太平洋地域の発展が豪州に大きな利益をもたらす一方³⁵、インド太平洋地域の不安定化、世界的な保護主義の高まり、大国による国際ルールが無視などのリスクが高まっているとしている。インド太平洋を安全で開かれ包摂的で繁栄した地域にしていくためには、①対話・協力の重視と力や強要による脅しでなく国際法に則る紛争解決、②財・サービス・資本・アイデアの自由な移動、③域内の全ての国を包摂する開放的な経済統合、④航行・上空飛行の自由と小国の権利保護—といった原則が必要だとする。こうした目的に向けて、米国や中国といった大国の前向きの役割と域内友好国との連携が欠かせないとする。

こうした分析に基づき、白書は以下の政策の重要性を訴えている。

第一に、同盟国である米国が今後もインド太平洋地域で政治・軍事・ソフトパワーの面で最強の力を発揮し続け、かつ地域の安定のための経済的・軍事的な関与を続けていくことが重要である。米国が相対的な経済力の低下に伴い、より閉鎖的な姿勢を取り、地域への関与を薄めていくと、域内のパワーシフトがより急速に起こり、ルールに基づく自由な秩序が損なわれる恐れがある。豪州としては、そうならないよう、米国が地域の安定のための関与を続けていくよう、同盟関係を強化する。

第二に、最大の貿易相手国である中国については、GDPの規模が16年から30年にかけて倍増すると予想し、その経済的な台頭が豪州にとって大きな利益となる。中国は経済的な台頭に伴い、地域で自らの利益に沿った主張を続けていくことになるだろうが、中国に対し責任ある台頭を果たすよう求める。南シナ海は地域秩序における主要な断層線（fault line）になっている。すなわち、中国が南シナ海に造成した人工島の軍事拠点化を前例のないペースと規模で進めていることを批判し、南シナ海の領有権問題を巡りフィリピンが提訴し常設仲裁裁判所が出した司法判断を支持する立場から³⁶、国際法に基づく紛争解決を求める。中国は責任ある役割を果たすよう、上述の4つの原則に則った行動をとるべきだ。

第三に、インド太平洋地域で豪州にとって利益となるパワーバランスを維持し、開かれた包摂的なルールに基づく地域づくりを進めていくために、価値観を共有する域内の民主主義諸国（日本、インドネシア、インド、韓国）との連携をさらに強める。また、ASEAN

は地理的に近接し、安全保障上の最優先地域であることから、ASEAN との間で「包括的戦略的パートナーシップ」を結ぶなど政治的・経済的な関係を重視している。これに加えて、中国が近年進出しつつある太平洋島嶼地域は、豪州が太平洋諸島フォーラムを通じて影響力を及ぼす、極めて重要な地域であり、この地域への支援を拡大する。

このように豪州は、多国間主義、国際協調、同盟国重視の立場から距離を置きつつあるトランプ米政権をアジア地域に引きとどめ、地域で戦略の空白を生まないための枠組みとしてインド太平洋戦略を活用しようとしているように思われる。この地域の秩序の安定のためには、米国の持続的な関与と法の支配が必要になるが、法の支配も米国のプレゼンスなしでは確保し難いと考えられる。

インドの「自由で開かれた包摂的なインド太平洋」構想

2016年8月に安倍首相がケニアで「自由で開かれたインド太平洋」戦略を打ち出した後、16年11月に訪日したモディ首相はこの戦略に前向きな姿勢を示し、自らの「アクト・イースト」政策と連動させることとした。しかし、インドは日米が主導する戦略が中国を排除することに懸念を示し、18年6月にモディ首相が「アジア安全保障会議」（ジャングリラ対話）で行った基調演説でもその姿勢を明らかにした³⁷。インド太平洋の概念は特定の国を標的にした限定された加盟国の戦略やクラブではないとして、包摂性を重視した上で「自由で開かれた包摂的なインド太平洋」を支持するとしたのである。ここで包摂性とは、中国を含むことを意味する。

モディ首相の基調演説は、インド太平洋について、より具体的に以下の点を強調した：
①自由で開かれ全ての国を含む包摂的な枠組み、②ASEAN が平和と安全なインド太平洋の中心的存在、③共通のルール（対話、主権、領土保全、平等）に基づく地域秩序の構築、④海と空という共通空間への平等なアクセス（航行・上空飛行の自由、自由な通商、国際法に基づく平和的な紛争解決）、⑤ルールに基づく、開放的で均衡のとれた安定的な国際貿易の枠組みを推進（RCEP を重視）、⑥連結性の重視（信頼の橋をつくる必要、主権と領土保全の尊重、協議、良い統治、透明性、実行可能性、持続可能性、債務問題）、⑦対立や紛争の地域でなく健全な競争と協調の地域づくり。このように、インドの主張するインド太平洋の概念は、中国を含む包摂的なものであり、自由、国際ルール、国際法を重視し、大国間の競争の場とせず、分断でどちらかに属することを是としないものとする。

モディ政権は17年5月、北京での第1回「『一帯一路』国際協力サミットフォーラム」前日に、中国の構想を批判して会議へのボイコットを表明し、「一帯一路」構想と距離を置いた。しかし上記の演説では、インドは中国との多層的な関係をもっており、インドと中国

が協力することがアジアや世界のより良い将来につながるとして、中印関係を建設的に発展させることを表明した。モディ首相は包摂性を重視しつつ、少なくとも18年半ばの時点では、インド太平洋の協力と日米豪印の四カ国戦略対話（QUAD）のような排他的な安全保障グループとを注意深く分けて考えていたように思われる³⁸。ただし、その後、中印関係が悪化するにつれ、インドはASEANを含むインド太平洋協力を推進するとともに、QUADの強化に乗り出している。なお、インドがインド太平洋として重視する地域はインド洋とベンガル湾であって、太平洋への関心は限られていると言ってよい。

ASEANの「インド太平洋に関するアウトルック」

ASEAN 域内や他のアジア諸国の間では当初、日米が主導する「自由で開かれたインド太平洋」戦略に抵抗があった。中国の「一帯一路」構想への対抗戦略だと意識され、日本（や米国）か中国かどちらかの選択を迫られると受け取られたようである。そのため、既述のように、日本政府は2018年10月以降、「戦略」に代えて「ビジョン」ないし「構想」という表現を用いている。

インドネシアなど主要なASEAN 諸国の間では、「自由で開かれたインド太平洋」構想について、ASEAN 自身がインド洋と太平洋をつなぐ要衝にありながら、その役割が過小評価されているとみる国も多かった。ASEAN を含まずしてインド太平洋構想が効果的に機能するとは考えられないと捉えられたのである。今のところ ASEAN 内では対中関係に温度差があるが、大半のASEAN 諸国が米中間ないし日中間のバランスを図ろうとしている。ASEAN 内では、「自由で開かれたインド太平洋」構想の理念や目的は次第に理解され、積極的に対応する姿勢が見られるようになった。18年8月のASEAN 外相会議の議長声明では、「インド太平洋」と「一帯一路」が併記されてバランスがとられた。

ASEAN は、19年6月の第34回首脳会議で「インド太平洋に関するASEAN のアウトルック」（ASEAN Outlook on the Indo-Pacific）を採択した³⁹。ASEAN がそれまで独自のインド太平洋構想を公表していなかった理由として三点挙げられる。第一に、加盟国の間でインド太平洋への見方が一致していなかったことである。インドネシアは前向きな立場を示していたが、多くのASEAN 諸国は明確な賛意や支持を示さないなど慎重な姿勢をとっていた。第二に、インド太平洋構想に参加することで、ASEAN 中心性が損なわれることが懸念された。ASEAN は自らが中心となって東アジアにおける様々な多国間協力の枠組みを発展させてきたが、日米など域外大国が主導する構想に参加することで、地域における自らの役割を低下させるのではないかと考えられた。第三に、日米の主導するインド太平洋構想が、その安全保障協力の枠組み（QUAD）に見られるように、中国への対抗の枠組

みと捉えられ、同構想への賛同や支持が中国封じ込めへの協力を意味するのではないかと懸念された。

ASEAN がここにきて独自のインド太平洋構想を採択することにしたのは、日米豪印の域外大国主導でインド太平洋協力が進められる中で、地理的にインド太平洋の中心に位置する ASEAN が積極的に参加しないとその国際的な存在意義が問われかねないと憂慮されたこと、豪州やインドが中国を除外しないとするなど中国への対抗の要素が抑制されてきたことがある。

ASEAN の「インド太平洋アウトルック」では、インド太平洋が「隣接する地域」ではなく「緊密に連結された地域」とされ、ASEAN が当該地域で中心的かつ戦略的な役割を果たすこと、新たな協力メカニズムを作るのではなく既存のメカニズム（東アジアサミット [EAS]、ASEAN 地域フォーラム [ARF]、拡大 ASEAN 国防相会議 [ADMM プラス]、ASEAN 海洋フォーラム拡大大会合 [EAMF]、ASEAN+1 メカニズムなど）を強化することでインド太平洋構想を実現させていくこと、対抗ではなく対話と協力による「包摂的」なインド太平洋地域をめざすこととしている。こうした観点から、アウトルックの原則として、ASEAN 中心性、開放性、透明性、包摂性、ルールに基づく枠組み、良い統治、主権の尊重、非介入、既存の協力枠組みの補完、平等、相互尊重、相互信頼、相互利益、国際法の尊重を挙げている。ASEAN が ASEAN 主導の既存の枠組みの重要性を強調するのは、日米豪印の軍事的な関係を象徴する QUAD がインド太平洋構想の中心的な枠組みになることを避けるなど、ASEAN を中心とした協力枠組みにする意図があるものと思われる。「包摂的」という表現は、言うまでもなくインド太平洋から中国を除外しないことを意味する。

協力分野としては、海洋、連結性、持続可能な開発目標（SDGs）、経済分野などの4分野が挙げられている。まず海洋協力では、海洋の安全と安全保障、航行と上空飛行の自由、環境問題、資源管理、小規模漁業コミュニティの保護、災害管理などを含む。次いで連結性では、ASEAN 連結性マスタープラン 2025 の補完・支援に重点が置かれている。経済分野などでは、貿易円滑化、物流インフラ・サービス、中小零細企業、科学、技術研究開発、スマートインフラ、ASEAN 経済共同体（AEC）2025 ブループリントと RCEP などの FTA による経済統合深化、第4次産業革命に向けた準備など ASEAN 経済共同体と重なる分野が挙げられている。経済開発および ASEAN 共同体構築に資する協力分野に強い関心が寄せられているといえる。

（3）日本のアプローチ：「自由で開かれたインド太平洋」構想と「一帯一路」構想との連携

日本政府は当初、中国の「一帯一路」構想に対して積極的な姿勢を示していなかったが、

2017年に入ってそのスタンスを変えた。安倍首相は、まず17年5月に北京で開催された初回の『「一带一路」国際協力サミットフォーラム』に政府代表団を派遣し、同6月には東京で開かれた「第23回国際交流会議 アジアの未来」の晩餐会でのスピーチで、「一带一路」構想に対して条件付きの支持を表明した⁴⁰。すなわち、「一带一路」プロジェクトが、万人が利用できるよう開かれており、透明で公正な調達によって整備されること、プロジェクトに経済性があり、借入れをして整備する国にとって債務が返済可能で、財政の健全性が損なわれないこと。そのような国際社会の共通の考え方を十分に取り入れることで、「一带一路」構想は、環太平洋の自由で公正な経済圏に良質な形で融合していく、そして、地域と世界の平和と繁栄に貢献していくことが期待できるとした。

その後、安倍首相から「第三国で日中の共同ビジネスを展開していくことが、両国のみならず対象国の発展にも有益だ」とする発言が出され、17年末からは、「自由で開かれたインド太平洋」構想と「一带一路」構想の連携の可能性が模索され始めた。

安倍首相が「一带一路」構想に対して積極的な方向に転換した背景として、三点挙げることができる。第一に、17年が日中国交正常化45周年、18年は日中平和友好条約締結40周年に当たったことである。日本側はこの機に、日中関係を積極的に推進する観点から、経済協力を進め、日中政治関係を改善しようとしたと考えられる。第二に、北朝鮮の核・ミサイル開発に対処するために、日本として、中国との良好な二国間関係の構築が必要だとされたことがある。第三に、日本の経済界が「一带一路」構想にビジネス上の関心を寄せていたことだ。実際、第三国で日中企業による共同事業の可能性が高まり、日本政府としてもそれを後押しする立場を示そうとしたといえる。

18年5月、李克強首相が訪日し、日中首脳間で、第三国における民間経済協力案件を念頭に、日中の民間企業間の交流を一層推進するため、幅広い企業の経営者や関係閣僚等の出席する「日中第三国市場協力フォーラム」を設立・運営することで一致した⁴¹。日本政府は、第三国での日中共同事業の展開にあたっては、①プロジェクトの経済合理性、②開放性、③透明性、④借入れ国の財政・債務の維持可能性—の4条件を満たすことが必要だとする立場を示した。

18年10月には、日中平和友好条約の締結40周年を期に、安倍首相が7年ぶりに訪中し、日中両国は、第三国における日中企業間の共同事業を進めることに合意した。首相訪中により、日中間で、政治・安全保障、外交、文化・国民交流などの分野で12本の国際約束・覚書の署名が行われた。また、日中の政財界による「第三国市場協力フォーラム」が開かれ、両国首脳や財界トップを含め約1,500名が参加し、日中企業の第三国における協力強化等の議論が行われたほか、両国の政府関係機関・企業・経済団体等の間で、インフ

ラ、物流、IT、ヘルスケア、金融などの幅広い分野で計 52 件の協力覚書が締結された。李克強首相によれば、これらの案件は総額 180 億ドルに上ったという。安倍首相は「第三国市場協力フォーラム」でのスピーチにおいて、日中共同事業での「インフラ投資において、開放性、透明性、経済性、対象国の財政健全性といった国際スタンダードに沿ってプロジェクトをつくるのが重要」であることを繰り返し強調した⁴²。李克強首相は、「日中が第三国において相互補完的な強みを活かして緊密に協力し、三方にとって利益となるプロジェクトを進めていくことに対して高い期待を持っている」と答えた。

安倍首相は、19 年 6 月、G20 大阪サミットに参加するために来日した習近平国家主席と大阪で会見した。両首脳は、国際スタンダードの下、「競争から協調へ」の精神に則って、第三国市場での協力が着実な成果を収めるよう引き続き促し、両国企業の相互投資の拡大を支持すること、お互いに相手方の企業に公平で差別しない予測可能なビジネス環境を提供することを確認した。さらに同年 12 月、安倍首相は成都での日中韓首脳会談参加のため訪中し、李克強首相との会談においても、日中双方が引き続き具体的な案件の形成について議論していくことを確認した。

経済産業省は、日中第三国市場協力のモデルは、開放性、透明性、経済性、債務持続性といった国際スタンダードと合致したもので、かつ第三国の利益となる事業が前提だとした上で、以下のものを挙げている⁴³。第一は、日中の企業が第三国事業を共同実施するもので、これには、第三国のインフラ（電力、交通、水処理、産業プラント等）の建設・運営を共同受注するもの、第三国向けの事業会社（ヘルスケアや自動車サービス関連など）を共同出資により設立するもの、中国国内で協力・構築したビジネスモデルを第三国へ共同展開するものが挙げられている。第二は、日中双方の第三国事業に対して設計・調達・建設（EPC）および機器の供給やサービスの提供を行うもので、これには、日本企業による第三国事業で中国企業を EPC・機器調達先として活用するもの、中国企業による第三国事業に日本企業が機器等を提供するもの、プロジェクト情報の共有や金融面の支援（資金調達やリース）等の協力を行うものが含まれる。第三は、日中合弁企業による中国国内の事業を第三国に展開するもので、これには、日中合弁企業が中国で製造する機器を第三国へ輸出するもの、日中合弁企業が中国で実施しているビジネスモデルを第三国へ展開させるものが含まれる。第四は、中国と第三国をつなぐ輸送・サービスネットワーク網を活用するもので、これには、中国と欧州を結ぶ鉄道（中欧班列）を活用した物流事業の拡大・保険等の環境整備、日本・中国・第三国を結ぶ人・モノの移動に関連する新たなビジネスが例示されている。

これを契機に、東南アジア、南アジア、ユーラシア地域で日中企業間協力が拡大する可

能性がある。中国は米中貿易摩擦が激化するなか、対日関係の改善に向けて日本を「一带一路」構想に引き込むことを狙い、日本側には停滞していた日中関係を改善させるとともに、「自由で開かれたインド太平洋」構想に中国を近づける意図があるものと思われる。米国が対中政策を「戦略的関与」から「戦略的競争」にシフトさせたのに対し、日本は対中政策のバランスを「競争」から「協調」に移している。とは言え、日本の「自由で開かれたインド太平洋」構想が中国の「一带一路」構想に対抗する性格のものであることは変わらないであろう（神谷 2019）。日本としては、中国との第三国協力を通じて、「一带一路」がより国際スタンダードに沿った運営になるよう促していくという立ち位置をとっているものと考えられる。

18年10月に安倍首相が訪中した際に、両国政府は、第三国における日中企業間協力に加えて、きわめて多面的な経済協力について合意した⁴⁴。

- イノベーションおよび知的財産分野の協力を進めるため、日中イノベーション協力対話を新たに創設する
- 金融分野で、人民元クリアリング銀行の指定と通貨スワップ協定（互いの通貨が不足した日中の金融機関に対して、同通貨を供給するためのもの）の締結・発効に至ったことを歓迎し、邦銀の人民元クリアリング銀行への指定の早期実現をめざすとともに、日中証券市場協力を強化する（「日中証券市場フォーラム」の開催、ETFの相互上場の実現）
- 中国側は、11年以来続いている日本産食品に対する輸入規制の緩和を積極的に検討する
- 日中間の通関の安全確保と円滑化を両立させるため、通関手続きの迅速化・簡素化をめざす認定事業者（AEO）相互承認取決めの署名を歓迎する
- 医療・介護分野における協力を強化する
- 日中社会保障協定が署名されたことを歓迎し、早期発効に向けて協力する
- RCEPの早期妥結及び日中韓FTAの交渉加速化をめざし、WTO改革を進めていく

このような多面的な協力を重ねることで、日中韓の信頼醸成につながることを期待されよう。

日中協力が進むことで、日本はAIIBに参加することになるのだろうか？ AIIBは当初懸念されていたいくつかの問題をクリアしてきたように見受けられるものの（河合 2018年12月、2019）、日本がAIIBに参加するためには、日本と中国の間に信頼関係が醸成される必要があろう。日中の首脳や閣僚が数多くの会談を積み重ね、将来のアジアのあり方、日中関係のあり方などについて十分な議論をつくり、相互の立場を理解し、信頼関係を築

くことが必要だろう。AIIB はアジアの国際金融機関であり、地域の経済大国である日本がアジアのインフラ整備のルールづくりに積極的に関与し、経済発展に貢献することの意義は大きい。アジアの多くの途上国も、日本と中国が協力することで中国の影響力を相対化しバランスを図っていくことを望んでいる。日本は、ADB を主導しかつ AIIB に参加することで、アジアの経済秩序づくりに関わり、中国が多国間の枠組みや国際ルールに沿った行動をとるよう促していく役割を果たすことができる⁴⁵。現在の悪化した米中関係の下では、日本も AIIB への参加検討を控えようが、米中関係の改善に伴い、日本参加の検討の機運も高まる可能性がある。

(4) 「自由で開かれたインド太平洋」構想の課題と展望

インド太平洋構想の課題

「自由で開かれたインド太平洋」構想にはいくつかの課題がある。第一に、この構想が対象とする新興国・発展途上国としては、ASEAN、太平洋島嶼諸国、インドなどの南アジア諸国（バングラデシュ、スリランカ、モルディブなど）、その他のインド洋沿岸諸国が挙げられよう。この地域は、「一帯一路」構想がカバーする沿線諸国と同様、政治体制、法制度、経済システムと発展段階、価値観などが異なる国を含む極めて多様な地域である。そのような多様な地域を一つの理念でまとめていくことは困難であり、日米豪印の核になる諸国が柔軟なかたちで域内諸国を取り込んでいくことが必要になる。その点、ASEAN やインドが主張する、開放性、透明性、包摂性、ルールに基づく枠組み、良い統治、主権の尊重、平等、相互尊重、相互信頼、相互利益、国際法の尊重などは地域の途上国にとっても受容しうる理念であろう。同時に、経済的な協力を重心を移して、地域の途上国にとって魅力的な枠組みをつくっていくという視点が必要だ。

第二に、この構想が中国の「一帯一路」構想と対抗する意味合いをもちつつも、それとの協調が進められる中で、そのバランスをどうとっていくべきかという問題がある。アジアの途上諸国はいずれも「インド太平洋」構想と「一帯一路」構想の双方と連携したいと考えており、そのどちらを選択するのか迫られたくない立場だ。これら諸国にとって、中国の魅力は経済的な機会の拡大である。そうした観点から日米豪印は、「一帯一路」の問題点や中国の南シナ海などでの行動の問題を指摘しつつ中国と協力できるところは協力する一方で、多数のアジアの途上諸国を「インド太平洋」構想に取り込んでいくために、安全保障の側面を過度に全面に押し出さず、かつ中国を排除しないかたちで、多くの魅力的な経済協力のプロジェクトを提供していく必要があるだろう。

第三に、中国の「一帯一路」構想と比べて、「インド太平洋」構想の進捗状況が遅れてい

るという問題がある。「一带一路」構想では、6大経済回廊などメガプロジェクトが立ち上げられており、それ以外にも交通、エネルギー、デジタル分野などで多くのインフラ・プロジェクトが進行中である。それに比べてインド太平洋地域では、どのようなインフラ投資を行って地域の連結性を高めていくのか、明確な行動計画ができていないのが現状である。また、インフラ以外の分野として、デジタルやエネルギー分野が取り上げられているが、まだそれらのグランドデザインができていないとは言い難い。貿易・投資の自由化や円滑化は、地域経済の緊密化には重要な分野であるにも関わらず、十分な進捗は見られていない。「インド太平洋」構想を単なる理念に終わらせないためには、それを具体化し、実効性のあるものにしていく必要がある。つまり、この構想に経済的な実体を持たせていくことである。

まずインフラ連結性の強化という観点からは、エネルギー分野でのインフラ整備が進みつつある。たとえば、アジアにおける液化天然ガス（LNG）の需要拡大を踏まえ、日米や日豪が資金・技術を提供して、東南アジアなどでLNG受け入れ基地を建設・整備し、そこに米国産や豪州産のLNGを輸出するのである。事業中断や自然災害などに備える保険を準備するなどして、企業が投資しやすい環境を整えることも進みつつある。あるいは、デジタル分野で、次世代移動通信規格（「5G」）や光ファイバー網などのインフラ整備も、米国、日本、EUなどの企業（通信インフラでは米国のシスコシステムズやオラクル、電波関係ではスウェーデンのエリクソンやフィンランドのノキア、部品供給では日本のNEC、富士通、ソニーや東芝など）との共同で進めることが構想されている。こうしたインド太平洋地域におけるエネルギーやデジタル分野での協力は極めて重要なものであるが、具体的な事業案件のパイプラインは十分とは言えない。

インフラ融資の増強は、期待される活動の中で最も進展しているものであり、民間部門を支援するための公的資金の供給の枠組みが整いつつある。たとえば、米国は既存の海外民間投資公社（OPIC）と国際開発庁（USAID）の一部機能を集約して新たな政府系金融機関である米国際開発金融公社（USIDFC）を設立し、新組織に約600億ドルの資金権限を与えた⁴⁶。日本は2017年から5年間で2,000億ドル（年平均400億ドル）に上る資金支援を行い、国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）を動員して民間資金を引きつける態勢を整えている。豪州は外務貿易省（DFAT）と輸出信用機関による資金融資や貿易保険を通じて民間資金を呼び込むとともに、外務貿易省が19年7月に「太平洋諸島地域のためのオーストラリア・インフラ融資ファシリティ」（AIFFP）を設立し、太平洋島嶼諸国および東ティモールのインフラ整備を支援することとした。総額20億豪ドルの資金で、主としてエネルギー、水道、通信、輸送の4分野を対象とする。こうし

た日米豪による努力は評価できるが、それでも中国が「一帯一路」を通じて供給している年間1,200億ドル規模の金額と比べるとまだ少ない。インフラ融資の方法や金額も含めて、どのように資金規模を拡大させていくのかさらに知恵を絞る必要がある。

この観点から指摘しておくべきは、日米豪の三カ国が19年11月、バンコクで「ブルードット・ネットワーク計画」の立ち上げを発表したことである。これは、透明性があり、質が高く、財政的に持続可能な民間部門主導のインフラ開発を支援するための枠組みであり、国際的な原則・基準に基づきインフラ・プロジェクトを評価・認証し、認証されたプロジェクトは米国のUSIDFC、日本のJBIC、豪州のDFATの支援を受けられるとするものである。公共部門と民間部門の連携を通じて、民間主導の「質の高いインフラ」投資を促す計画である。ただ、どの範囲のインフラ・プロジェクトを評価するのか、中国の民営企業や民間投資家が参加するプロジェクトを対象に含めるのかなどの課題が残されている。

貿易・投資の自由化・円滑化や共通ルールの設定は、インド太平洋地域の貿易・投資の拡大や経済活動の活性化を支える上で極めて重要である。しかし、米国がTPPなど多国間主義から後退し、米国第一主義の下で保護主義的な傾向を強めていることから、インド太平洋地域において、米国を含んだかたちで自由で開放的な貿易・投資の枠組みを強化していくことが困難な状況になっている。そのため、日本は米国以外の豪印やASEAN諸国を中心に、この地域で自由で開かれた貿易・投資の枠組みを積極的に作っていく必要がある。差し当たり、CPTPPの加盟国の拡大や東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の締結などが重要な課題となろう。米国はRCEPに参加していないが、豪州、インド、ASEAN、日本はインド太平洋地域におけるRCEPの役割の重要性を認識しつつある⁴⁷。インドを除くRCEP交渉15か国は、19年11月に大半の交渉を終了し、20年秋の署名に向けた残りの交渉を続けるとともに協定文書化の作業に入っている。巨額の対中貿易赤字を抱えるインドは農業・工業部門で厳しい競争にさらされるとして、RCEPからの離脱・撤退を表明した。インド太平洋地域で、米国に次ぐリーダー国として、日本に期待される役割は大きい。

「インド太平洋」構想の展望：経済的な実体化

以上の点から、今後の「自由で開かれたインド太平洋」構想を展望すると、それに経済的な実体を持たせていくことが極めて重要な作業になることがわかる。ここでは、「質の高いインフラ」開発と連結性の強化、貿易・投資の拡大、域内途上国に対する全般的な経済協力態勢の整備の三つの面で、さらなる具体化が不可欠であることを示す。

第一に、「質の高いインフラ」開発と連結性については、インド太平洋地域を質の高い交通、エネルギー、デジタルのインフラで連結していくことが挙げられる。アジアには、

ASEAN、南アジア地域協力連合（SAARC）、太平洋諸島フォーラム（PIF）などの他に、大メコン河流域（GMS）開発、南アジア地域経済協力（SASEC）、ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアチブ（BIMSTEC）、中央アジア地域経済協力（CAREC）など、様々なサブ地域レベルの多国間協力メカニズムがある。こうしたサブ地域内で国と国との間の連結性プログラムを強化するだけでなく、複数のサブ地域を相互に連結していくという発想が重要だろう。そのためには、インド太平洋地域全体でどのようなクロスボーダー・インフラが必要なのか、各サブ地域内でどのようなインフラの構築を進めるべきか、そして複数のサブ地域をどのようなインフラで連結していくべきか、といった点について多国間で協議するためのフォーラムをつくることを考えてみるべきだろう。

ADB-ADB（2009）は、これらのサブ地域を超えるアジア全域において、クロスボーダーインフラ・プロジェクトを調整する機関として「インフラ投資フォーラム」の設立を提唱した。このフォーラムは、関係する国際機関（国際通貨基金〔IMF〕、世界銀行、ADB、欧州復興開発銀行〔EBRD〕、イスラム開発銀行〔IsDB〕、AIIB など）や二国間機関と連携しつつ、アジア広域的な見地から優先すべきインフラ事業やファイナンス方式を特定し、それに沿ってサブ地域・国別の優先プロジェクトを特定し、プロジェクトを管理し評価するシステムをつくっていく役割を担うものである。こうしたインフラ投資フォーラムをインド太平洋地域でつくっていくのである。

サブ地域とサブ地域をつなげる具体的なプロジェクトとして、インドを含む南アジア地域（SASEC）とメコン地域（GMS）を東西につなげることから始めてみるのが有益だろう。あるいは、中央アジア（CAREC）と南アジア（SASEC）を連結させることも展望すべきだろう。

インフラ融資については、日米豪の政府系金融機関が民間部門のインフラ事業に融資や保証等を行う枠組みを整備してきた。しかしそれだけでは不十分だろう。世界銀行、ADB、EBRD などの国際開発金融機関に積極的に関与するよう促すべきだ。また、「EU・アジア連結性戦略」をつくった EU の連結性原則は日本の「質の高いインフラ」の考え方と極めて近いことから、日・EU 連結性パートナーシップに基づき、インド太平洋地域での EU のインフラ向け単独融資や日・EU のインフラ協力を具体化させていくことも重要だ。さらに、インドが独自の開発銀行を設立して国内外のインフラ融資に積極的に関与していくことも有意義だろう。ただ、これらの公的機関の資金だけでは不十分なので、各国ベースや関連国機関で、民間資金を動員していく官民連携（PPP）の枠組みをさらに強化していくべきだ。

なお、日米豪3カ国の「ブルードット・ネットワーク」によるインフラ・プロジェクト

の認証については、この三カ国だけが評価・認証するのではなく、途上国・新興国を含む G20 の枠組みで認証することを勧めたい。2019 年 6 月の G20 大阪サミットで合意された「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」に基づき、G20 の共通指標を策定し、それに従い評価・認証するのである。実際の実務的な作業は世銀や地域開発銀行（ADB、EBRD、アフリカ開発銀行 [AfDB]、米州開発銀行 [IDB]、AIIB など）が行うことになるが、このプロセスに中国をはじめとする新興ドナー国を巻き込むことで、彼らのインフラ投資の質を高めていくことに貢献できよう。これで認証された民間主導のプロジェクトに対しては、これらの開発銀行も支援していくことが考えられる。

第二に、貿易・投資の枠組みについては、東アジアのサプライチェーンをインド太平洋地域に拡大させて、自由で開かれたルールに基づく貿易・投資圏をつくっていくことをめざすべきだ。理想的には、21 世紀型のレベルの高い包括的な CPTPP に域内の各国が加盟し、経済的に統合された「自由で開かれたインド太平洋」の構築を目標にすべきだろう。ただし、多くの諸国は CPTPP に加盟するための国内的な準備が整っていないため、CPTPP への移行のステップとして、RCEP の枠組みを活用することが考えられる。そのためにはまず、インド太平洋構想の中核諸国である日豪印や ASEAN 諸国が参加する RCEP 協定をなるべく早期に締結し発効させることが必要だ。インドは RCEP 交渉からの離脱を表明しているが、RCEP に留まるよう説得を続けるとともに、インドに対する特別の扱いを適用することも考慮すべきだろう。RCEP は中国を含むことから、その協定発効は包摂的なインド太平洋地域を実現させていく上でも望ましい。次いで、RCEP に他のインド太平洋諸国（バングラデシュ、スリランカ、東ティモール、パプアニューギニアなど）を引き込んで、拡大 RCEP として貿易・投資圏を広げていくことを検討するよう勧めたい。

日本は RCEP 未参加の諸国とも積極的に EPA 交渉を行い、拡大 RCEP の後押しをすべきだ。必要な途上国には、RCEP 加盟に向けた能力構築などの技術支援を行うことも重要だろう。さらにその中で準備の整った国から、CPTPP への加盟を促していくことだ。そして米国が環太平洋パートナーシップ (TPP) に復帰し、中国も TPP に参加することになれば、極めて広域的かつレベルの高いアジア太平洋地域自由貿易圏 (FTAAP) が視野に入ることになり、「一帯一路」構想と「自由で開かれたインド太平洋」構想も貿易・投資面で融合の可能性が高まる。そのためには、言うまでもなくインドをアジア太平洋経済協力 (APEC) のメンバーとして迎えるべきだ。

第三に、インド太平洋地域には多数のかつ多様な発展途上国・新興国が存在する。この地域をまとめていくためには、それら途上国・新興国の経済発展に向けて包括的な観点から協力し支援する視野が欠かせない。日米豪印が、二国間ベースで全ての域内諸国に対し

て手厚い協力や支援を行っていくことには限界がある。この点、域内にはいくつかのサブ地域があり、それらをグループごとに支援していくという視点が有効だろう。かつ、それらのサブ地域にはリーダー国がいるため、そのリーダー国を中心に支援していくことが考えられる。また、世界銀行や ADB ではこれらのサブ地域に対する支援態勢が整っているため、これらの機関と連携していくことも極めて有用である。

インド太平洋地域の主要なサブ地域グループとして、ASEAN、南アジア地域協力連合 (SAARC)、太平洋諸島フォーラム (PIF)、環インド洋地域協力連合 (IORA) などがある。ASEAN に対しては日米の関与の程度が強く、SAARC のリーダーはインド、PIF のリーダーは豪州である。IORA では最大の経済規模をもつインドやインドネシアが影響力をもっている。表7はこれらサブ地域の加盟国、対話国、域内協力分野がまとめられている。これらの全てのサブ地域グループで、日米豪印が加盟国ないし対話国として関わっており、EU も ASEAN、SAARC、PIF に対話国として関わっている (IORA では英仏独が対話国)。したがって、日米豪印と EU が連携しつつ、世銀や ADB を巻き込んで、よりきめ細かくかつ効果的な経済協力・支援を行っていくことが可能になろう。協力・支援分野は、サブ地域グループごとに異なろうが、ASEAN の場合は海洋、連結性、ASEAN 経済共同体づくり支援、その他のサブ地域では人的資源開発、貿易・投資円滑化、災害リスク管理、デジタル経済、ブルーエコノミーなどが挙げられる⁴⁸。

このように「自由で開かれたインド太平洋」構想に経済的な実体をもたせていくことで、その構想を実効性のあるものにでき、かつそのことが「一帯一路」構想の改善の圧力になろう。ただ、それを大きく進めるためには、米国が TPP など多国間の貿易・投資の枠組みに復帰し、「自由で開かれたインド太平洋」構想に経済面でより深くコミットすることが必要になる。

表 7:インド太平洋地域の主要なサブ地域グループ

サブ地域グループ	加盟国	対話国	域内協力(主に経済分野)
東南アジア諸国連合 (ASEAN)	ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム	中国、日本、韓国、インド、豪州、ニュージーランド、米国、ロシア、カナダ、欧州連合 (EU)	①高度に統合し結束した経済(財貿易、サービス貿易、投資環境、金融統合・金融包摂・金融安定化、熟練労働者・ビジネス訪問者の移動円滑化、グローバル・バリュー・チェーンへの参画強化)、②競争力のある革新的でダイナミックなASEAN(効果的な競争政策、消費者保護、知的財産権協力の強化、生産性向上による成長とイノベーション・研究開発、税制協力、良い統治、効率的・効果的・整合的な規制、持続可能な経済開発、グローバルメガトレンドと通商に関する新たな課題)、③高度な分野別連結性と協力(交通運輸、情報通信技術[ICT]、電子商取引、エネルギー、食糧・農業・林業、観光、保健医療、鉱物資源、科学技術)、④強靱かつ包摂的で人間本位・人間中心のASEAN(零細中小企業強化、民間部門の役割の強化、官民連携[PPP]、開発格差の是正、地域統合に向けた努力への利害関係者による貢献)、⑤グローバルASEAN(域外国との経済連携協定の改善、協定未締結の対話国との経済連携の強化、国際機関及び特定地域に特化した機関との関係強化の継続)
南アジア地域協力連合 (SAARC)	アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ、	(オブザーバー) 豪州、中国、欧州連合 (EU)、イラン、日本、韓国、モリシャス、ミャンマー、米国	①人的資源開発と観光(人材開発)、②農業・農村開発(食料安全保障)、③環境・自然災害・バイオテクノロジー(環境気象、気候変動)、④経済・貿易・金融協力(非関税障壁、貿易円滑化、サービス貿易、投資協力、運輸交通の連結性、南アジア経済連合に向けた協力、金融協力)、⑤社会問題(社会開発、医療・保健・衛生、人口問題、子供・若者、開発における女性[ジェンダー])、⑥情報と貧困削減(労働移動、ブルーエコノミー、情報通信技術[ICT])、⑦エネルギー・運輸交通・科学・技術(石油・ガス、再生可能エネルギー、電力協力、運輸交通協力)、⑧教育・安全・文化(初等・中等・高等教育、テロ対策、薬物・覚せい剤の取り締まり、文化交流、スポーツ)
太平洋諸島フォーラム(PIF)	豪州、クック諸島、ミクロネシア連邦、フィジー、仏領ポリネシア、キリバス、ナウル、ニューカレドニア、ニュージーランド、ニウエ、パラオ、パプアニューギニア、マーシャル諸島、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ	カナダ、中国、キューバ、欧州連合 (EU)、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、スペイン、タイ、トルコ、英国、米国	①地域主義の優先事項(気候変動と災害リスク管理、漁業、海洋管理・保全、子宮頸癌、障害者の権利、情報通信技術[ICT]、マーシャル諸島[ピキニ環礁]における核実験の影響)、②経済と貿易(コトヌー協定後の交渉、貿易協定、地域貿易戦略・技術支援・能力構築、多角的な貿易制度)、③大洋州地域主義とブルー太平洋、④持続可能な開発(持続可能な開発目標[SDGs]など)、⑤ガバナンス(人権、法の支配など)、⑥安全(越境犯罪、気候変動、テロリズム、自然災害、政治的不安定性、国内紛争)
環インド洋地域協力連合 (IORA)	豪州、バングラデシュ、コモロ、インド、インドネシア、イラン、ケニア、マダガスカル、マレーシア、モルディブ、モリシャス、モザンビーク、オマーン、セーシェル、シンガポール、ソマリア、南アフリカ、スリランカ、タンザニア、タイ、アラブ首長国連合、イエメン	中国、エジプト、フランス、ドイツ、日本、韓国、トルコ、英国、米国	①海上安全保障、②貿易投資円滑化、③漁業管理、④災害リスク管理、⑤観光・文化交流、⑥学術・科学・技術交流、⑦ブルーエコノミー、⑧女性の雇用

注：東南アジア諸国連合 (ASEAN) の域内協力事項は、ASEAN Economic Community Blueprint 2025 より得た。その他のグループの域内協力は各ウェブサイトより入手。南アジア地域協力連合 (SAARC) の場合、対話国はオブザーバー。

出所：ASEAN: https://www.asean.org/storage/2016/03/AECBP_2025r_FINAL.pdf , SAARC : <http://saarc-sec.org/> ; PIF : <https://www.forumsec.org/#> ; IORA: <https://www.iora.int/en>

日本の役割

「自由で開かれたインド太平洋」構想を最初に提唱した日本の役割は大きい。インド太平洋地域を自由で開かれ、包摂的で繁栄し、国際ルールに基づく地域にしていくことがまさに日本に求められるからである。日本にとっては、日米同盟が安全保障の観点から決定的に重要であり、そこに疑いの余地はない。同時に、米国に対しては、TPP やパリ協定に代表される多国間主義と WTO や WHO などの国際ルールに基づく国際協調路線に復帰するよう粘り強く訴えていくべきだ。日米豪印はインド太平洋地域の核になるグループであり、そこに ASEAN を地域の中心的存在として位置付けていくことが欠かせず、韓国の参加も望ましい。そしてその外側の民主主義国・地域である EU (ことにフランスやドイツ)、英国、カナダとの連携が有用である。平和で安定したインド太平洋を実現するためには、中国をこの枠組みから排除せず、中国と安定的な関係を構築していくことが必要になる。ただし、中国に対しては、南シナ海や東シナ海では国際法に則ったアプローチ (力や威嚇ではなく対話による紛争解決) を取るよう強く訴え、かつ真の意味で市場経済をめざす構造改革・開放政策を取り続けるよう粘り強く協議を行っていくべきだろう。

日本にとっては、ASEAN がインド太平洋地域で最も重要な発展途上地域である。ASEAN は日本の多国籍企業のサプライチェーンの中で基幹的な生産基地としての役割を果たしており、その傾向は米中貿易戦争や新型コロナウイルスの感染拡大を受けてますます明確なものになっている。また、中産階層の台頭により、市場としての魅力も高まっている。そして、ASEAN の日本に対する評価・信頼感は極めて高い。シンガポールのシンクタンク、ISEAS ユソフ・イシヤク研究所の ASEAN 研究センターが、2019 年 11-12 月に、ASEAN 10 か国の政府部門、大学・シンクタンク、経済・金融界、メディア、市民社会を代表する識者 1308 人を対象に意識調査を行ったが、その結果 (20 年 1 月中旬に公表) は極めて興味深い⁴⁹。

まず、東南アジアへの経済的・政治的な影響力で最大の大きさを持つ国は「中国」だとの回答がそれぞれ 79.2%、52.2%に達した。米中の覇権競争が続く中、ASEAN で中国パワーへの認識が浸透しつつある結果となった。ただ、これらの経済・政治面で中国を選んだ識者の間では、それぞれ 71.9%、85.4%が「中国の影響力の拡大を懸念する」と答えており、中国への警戒心が根強いことが明らかになった。次いで、「中国の大国としての台頭は東南アジアにどのような意味をもつか」という質問に対しては、「中国は修正主義国家として東南アジアを自らの勢力圏下に置く意図を持っている」が 38.2%と最も高く、「中国は徐々に米国の地域的な指導国としての役割にとって替わりつつある」が 34.7%と続く結果になった。こうしたことから、地域における米国のプレゼンスが期待されるどころだが、トラン

プ米大統領は就任以来3年続けて東アジアサミット（EAS）に参加しておらず、ASEAN 軽視ともとれる対応で反発や失望を招いている。

次に、「中国は19年4月の第2回『一帯一路』国際協力サミットフォーラムで、『一帯一路』の新たなアプローチを表明し、『開放的でグリーンでクリーン（腐敗のないこと）』なものにすると約束した。この新たなアプローチで、あなたの国は『一帯一路』融資の借入れ国としてより公平な取引につながることを信頼するか」という質問に対しては、「信頼しない」（「何ら信頼しない」と「殆ど信頼しない」の合計）が63.6%と「信頼する」（「完全に信頼する」と「ある程度信頼する」の合計）の36.4%をはるかに上回り、「一帯一路」の将来を懐疑的に見ていることがわかる。

さらに、「自由で開かれたインド太平洋」構想に関して、「あなたはインド太平洋の概念についてどう見るか」の質問が出されている。複数項目への回答が許されているが、「この概念は不明確でさらなる詳細な説明を要する」が54.0%で最大の回答となっており、「地域の新たな秩序にとって実現可能な選択肢」が28.4%、「中国の封じ込めをめざすもの」が23.2%、「地域の秩序におけるASEANの意義や立ち位置を弱体化させるもの」が22.6%と続いている。このように、インド太平洋の概念については、ASEANの識者の中で依然として懐疑的な見方が多い。

米中対立が続く中で第三のパートナーとなりうる国・地域についても質問があり、日、EU、豪、韓、インドの中で、日本を選んだ識者が最多の38.2%を占め、EUがそれに次ぐ31.7%だった。日本は経済的・政治的な影響力が限られているものの、「世界の安定や繁栄に貢献する点で信頼できる」との見方が61.2%と高く、他国・地域を大きく引き離している。ASEANの識者は、将来的に中国の影響力が米国よりも大きくなるとみているが、日本への信頼感は厚く、EUと共にそのリーダーシップを求めている。

日本としては、「自由で開かれたインド太平洋」構想について、その目的や具体化の手段などを今後も丁寧に説明し、それがASEANの中心性や一体性を損なわず、かつ地域の平和・安定・繁栄に寄与するものであることを示して、ASEANを巻き込んでいく努力が欠かせまい。

3. まとめ

「一帯一路」構想は、経済的・金融的に台頭する中国の主要な外交戦略である。それは、中国が主導して、インフラや貿易・投資を通じてユーラシア地域（さらにはサブサハラ・アフリカや中南米地域）に広大な経済圏を築こうとするもので、国際経済・政治・地政学的に大きな意義をもつ。中国がこの構想の下で、全ての参加国・域外国に対し有益な国際公共財

を提供していくのであれば、国際社会としても前向きに評価すべきだろう。実際、同構想は、インフラ需要の高い域内の新興・発展途上諸国に歓迎されており、中国に期待される役割は大きい。

しかし「一带一路」構想は、多くの課題に面している。米国は「一带一路」が中国自身の地政学的・軍事的な影響力拡大のための手段として用いられているとし、EU はそれが欧州の分断を招いており、かつ経済・社会・環境・財政面で維持可能なかたちで運営されていないとしている。両者ともに、「一带一路」向けの融資が借り入れ国の債務の返済可能性を無視するかたちで拡大していると懸念を表明している。実際、「一带一路」参加国の中には、対中債務の累積を懸念してプロジェクトの縮小をめざす国も現れている。中国の外貨準備の減少や新型コロナウイルスの世界的な感染拡大と中国経済の成長鈍化は「一带一路」構想そのものの見直しにつながる可能性もある。

中国は欧米や一部の沿線国からの批判に真摯に対応し、「一带一路」構想が真の意味で国際公共財の提供につながるよう努力すべきだ。「一带一路」事業が経済的な合理性をもち、開放的で透明性の高いものとして、そして参加国の財政・債務の健全性を保つものとして、多国間的に運営されることが重要だろう。その点、AIIB はこれまでのところ予想以上の成果を上げており、経済性、環境・社会基準、債務の持続可能性の重視、多国間による意思決定など「一带一路」構想の改善のための示唆を与えている。

その一方、日本は「質の高いインフラ」支援を重視しつつ、「自由で開かれたインド太平洋」構想を押し進めてきた。この構想は、インド洋から太平洋にまたがる広大な地域に、法の支配や「質」の高いインフラ、自由貿易を基本とした国際秩序を維持・強化することを目的としている。今や日米豪印がインド太平洋構想の中核国になっており、ASEAN も賛同しつつある。しかし、「一带一路」構想と比べてインド太平洋構想の具体的な進捗は遅れており、そこに経済的な実体を与えていくことが喫緊の課題になっている。とくに、ASEAN 域内の連結性や南アジアとメコン地域との連結性を強化したり、インド太平洋地域の貿易・投資を拡大したりするための枠組みづくりが必要だ。当面 RCEP 交渉の早期妥結や CPTPP 加盟国の拡大などのアジェンダが残されているが、今後はインドの APEC への加入、南アジア諸国との二国間 EPA・FTA づくり、RCEP 加盟国の拡大を進めていくべきだ。

「自由で開かれたインド太平洋」構想はもともと「一带一路」構想に対抗するかたちで提唱されたものだともみなされるが、日本政府は、この両者の連携を模索してきた。日本と中国の企業が第三国で国際ルールに基づき共同事業を進め、お互いの比較優位に基づく相乗効果を生み出すことで、「一带一路」プロジェクトの質の向上が期待でき、同時に「自由で開かれたインド太平洋」構想の進展にも貢献しよう。また、貿易・投資面でも、現行の

米中関係の下では難しいものの、将来的に米国と中国が共に TPP に加入することが考えられる。そのことが、中国に対して、国際的な標準・ルールに従った行動をとるよう促していくことにつながり、「自由で開かれたインド太平洋」構想と「一帯一路」構想の融合が進む可能性が生まれよう。

【参考文献】

- 石川幸一「一帯一路の地政学：一帯一路を歓迎する国と批判する国」、『運輸と経済』、第78巻、第12号（2018年12月）、109-115頁。
- 外務省、財務省、経済産業省、国土交通省「質の高いインフラパートナーシップ～アジアの未来への投資～」、2015年5月21日。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page18_000075.html
- 神谷万丈『競争戦略』のための『協力戦略』—日本の『自由で開かれたインド太平洋』戦略（構想）の複合的構造—、『Security Studies 安全保障研究』第1巻第2号（2019年4月）、47-64頁。
- 河合正弘「中国の『一帯一路』構想とは何か」、科学技術振興機構（JST）『中国「一帯一路」構想—および交通インフラ計画について』（2016年）、1-10頁。
https://spc.jst.go.jp/investigation/downloads/r_2016_03.pdf
- 河合正弘『「一帯一路」からユーラシア新秩序へ』、進藤榮一・周瑋生・一帯一路日本研究センター編『一帯一路からユーラシア新世紀の道』（日本評論社、2018年）、10-19頁。
- 河合正弘『「一帯一路」構想と AIIB の役割（2016-18年）』、『運輸と経済』、第78巻、第12号（2018年12月）、49-57頁。
- 河合正弘「AIIBは中国にとってどのような意味をもつか?」、羽場久美子編『21世紀、大転換期の国際社会：いま何が起きているのか?』（法律文化社、2019年1月）、78-96頁。
- 北岡伸一「自由で開かれたインド太平洋構想」Foresight（2019年1月18日）。
<https://www.fsight.jp/articles/-/44770>
- 国家発展改革委員会・外交部・商務部「シルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロードの共同建設推進のビジョンと行動」2015年3月（中華人民共和国日本大使館訳）。
www.china-embassy.or.jp/jpn/zgyw/t1250235.htm
- 国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）中国総合研究交流センター『中国「一帯一路」構想—および交通インフラ計画について』2016年。
https://spc.jst.go.jp/investigation/downloads/r_2016_03.pdf
- 国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）中国総合研究・さくらサイエンスセンター『一帯一路の現状分析と戦略展望』2019年。
https://spc.jst.go.jp/investigation/downloads/r_2019_01.pdf
- 主要先進7か国首脳会議（G7）「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」、2016年5月27日。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000160310.pdf>
- 田中素香「ヨーロッパは『一帯一路』をこう見ている」、『運輸と経済』、第78巻、第12号（2018年12月）、151-156頁。
- Asian Development Bank (ADB). *Meeting Asia's Infrastructure Needs* (2017). Manila: Asian Development Bank.
<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/227496/special-report-infrastructure.pdf>
- Asian Development Bank (ADB) – Asian Development Bank Institute (ADBI). *Infrastructure for a Seamless Asia* (2009). Tokyo: Asian Development Bank Institute.
<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/159348/adbi-infrastructure-seamless-asia.pdf>
- Association of Southeast Asian Nations (ASEAN). *ASEAN Outlook on the Indo-Pacific*. June 2019, Jakarta: ASEAN Secretariat.
https://asean.org/storage/2019/06/ASEAN-Outlook-on-the-Indo-Pacific_FINAL_22062019.pdf
- Australian Department of Foreign Affairs and Trade (DFAT), *2017 Foreign Policy White Paper*, 2017, Canberra.
<https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/2017-foreign-policy-white-paper.pdf>
- European Commission and High Representative of the Union for Foreign Affairs and Security Policy. “Connecting Europe and Asia: The EU Strategy.” Joint Communication to the European Parliament, the Council, the

- European Economic and Social Committee, the Committee of the Regions and the European Investment Bank, 19 September 2018.
https://eeas.europa.eu/delegations/japan/50699/node/50699_ja
- European Commission and High Representative of the Union for Foreign Affairs and Security Policy. “EU-China—A Strategic Outlook: European Commission and HR/VP Contribution to the European Council.” Joint Communication to the European Parliament, the European Council and the Council, 12 March 2019.
https://ec.europa.eu/commission/publications/eu-china-strategic-outlook-commission-contribution-european-council-21-22-march-2019_en
- Heide, Dana, Till Hoppe, Stephan Scheuer, and Klaus Stratmann. “EU Ambassadors Band together against Silk Road.” *Handelsblatt*, 17 April 2018.
<https://www.handelsblatt.com/today/politics/china-first-eu-ambassadors-band-together-against-silk-road/23581860.html>
- Hillman, Jonathan “China's Belt and Road Initiative: Five Years Later.” Written testimony for the U.S.-China Economic and Security Review Commission (January 25, 2018). Washington, DC: Center for Strategic and International Studies.
<https://reconnectingasia.csis.org/analysis/entries/chinas-belt-and-road-initiative-five-years-later/>
- Hurley, John, Scott Morris, and Gailyn Portelance. “Examining the Debt Implications of the Belt and Road Initiative from a Policy Perspective.” *CGD Policy Paper* 121 (March 2018). Washington, DC: Center for Global Development.
<https://www.cgdev.org/publication/examining-debt-implications-belt-and-road-initiative-a-policy-perspective>
- International Monetary Fund. 2018. “Sri Lanka: 2018 Article IV Consultation and the Fourth Review Under the Extended Arrangement Under the Extended Fund Facility—Press Release; Staff Report; and Statement by the Executive Director for Sri Lanka.” 20 June 2018.
<https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2018/06/19/Sri-Lanka-2018-Article-IV-Consultation-and-the-Fourth-Review-Under-the-Extended-Arrangement-45997>
- Lowy Institute for International Policy, “Chinese Aid in the Pacific, 2016.” 2019.
<https://www.lowyinstitute.org/chinese-aid-map/>
- Pence, Mike. “Remarks by Vice President Pence on the Administration’s Policy toward China.” *Foreign Policy* (October 4, 2018), Washington, DC: Hudson Institute.
<https://www.hudson.org/events/1610-vice-president-mike-pence-s-remarks-on-the-administration-s-policy-towards-china102018>
- Pence, Mike. “Remarks by Vice President Pence at the Frederic V. Malek Memorial Lecture.” *Foreign Policy* (October 24, 2019), Washington, D.C. <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/remarks-vice-president-pence-frederic-v-malek-memorial-lecture/>
- U.S. –China Economic and Security Review Commission, *2018 Annual Report to Congress*, November 2018, Washington, DC.
https://www.uscc.gov/Annual_Reports/2018-annual-report
- U.S. Department of Defense, *Indo-Pacific Strategy Report: Preparedness, Partnerships, and Promoting a Networked Region*. June 1, 2019. Washington, DC.
<https://media.defense.gov/2019/Jul/01/2002152311/-1/-1/1/DEPARTMENT-OF-DEFENSE-INDO-PACIFIC-STRATEGY-REPORT-2019.PDF>
- U.S. Department of State, *A Free and Open Indo-Pacific: Advancing a Shared Vision*, November 4, 2019, Washington, DC. <https://www.state.gov/wp-content/uploads/2019/11/Free-and-Open-Indo-Pacific-4Nov2019.pdf>

—注—

¹ 「一带一路」についての中国の専門家の考え方は、国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）中国総合研究交流センター（現在の中国総合研究・さくらサイエンスセンター）（2016年）の各章で展開されている。最近の展開については、『運輸と経済』第78巻、第12号（18年12月）の特集号や国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）中国総合研究・さくらサイエンスセンター（19年）を参照されたい。

- 2 第1回目の「『一帯一路』国際協力サミットフォーラム」に参加した29名の首脳級は以下の国からである。アルゼンチン、ベラルーシ、カンボジア、チリ、チェコ、エチオピア、フィジー、ギリシャ、ハンガリー、インドネシア、イタリア、カザフスタン、ケニア、キルギス、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ロシア、セルビア、スペイン、スリランカ、スイス、トルコ、ウズベキスタン、ベトナム。第2回目の「国際協力サミットフォーラム」は2019年4月に開催され、38名の首脳級が参加した：オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルネイ、カンボジア、チリ、キプロス、チェコ、ジブチ、エジプト、エチオピア、ギリシャ、ハンガリー、インドネシア、イタリア、ケニア、カザフスタン、キルギス、ラオス、マレーシア、モンゴル、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、ポルトガル、ロシア、セルビア、シンガポール、スイス、タジキスタン、タイ、アラブ首長国連合、ウズベキスタン、ベトナム。
- 3 国家発展改革委員会・外交部・商務部（2015年）。www.china-embassy.or.jp/jpn/zgyw/t1250235.htm
- 4 インドは「一帯一路」構想に賛意を表明しておらず、バングラー中国-インド-ミャンマー経済回廊がどこまで進展するのかは明らかでない。ただし、インドはアジアインフラ投資銀行（AIIB）に加盟しており、AIIBから最大規模の融資を受けている。
- 5 ADB-ADBIの報告書『シームレスなアジアのためのインフラ』（ADB-ADBI, 2009）では、2010-20年の期間におけるアジアの発展途上国でのインフラ・ニーズは総額8兆ドル、年間7,500億ドルと予測されたが、ADBによる17年の予測額はこの2倍以上になる。インフラ・ニーズの予測額が増加した主要要因として、①アジア地域の経済成長が引き続き高いと見込まれ、さらなるインフラ需要が生じていること、②対象となるアジアの開発途上国・地域が09年の報告での32か国から45か国に増えたこと、③2009年の報告では2008年価格で計算されていたのに対し、17年の報告では15年価格が使用されていること、④09年の報告で考慮されていなかった気候変動関連投資の見積もりを含めたこと、が挙げられる。
- 6 表1の注を参照のこと
- 7 ユーラシア経済連合（EAEU）は、関税同盟として、域内貿易の自由化や対外共通関税の設定を行うとともに、工業、農業、運輸、電力など主要部門において協調政策を取り、医療、電力、ガス・原油・石油製品などの統一市場の形成をめざし、共通の衛生・技術規則を適用しようと試みている。2014年5月に創設条約が調印され、15年1月に発足した。加盟国はアルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、ロシアの5か国である。18年5月にモルドバにオブザーバー資格が認められ、20年3月にはウズベキスタンがオブザーバー国として申請するための国内手続きを行っている。
- 8 「一帯一路」事業が胎動する以前の2005-13年の期間については、19年時点の「一帯一路」参加国と同じ国が「一帯一路」地域に属するものとして計算した。
- 9 USCCは当初、米中安全保障調査委員会（U.S.-China Security Review Commission）として出発したが、米中経済安全保障調査委員会（U.S.-China Economic and Security Review Commission）へと改称した。USCCは16年の年次報告書で、米議会に対して、中国国有企業による米企業の買収を禁止するよう助言しており、米議会はこれを受けて、18年8月には「2019年度国防権限法」を成立させ、「対米外国投資委員会」（CFIUS）の権限強化を盛り込んだ。USCCに関するより詳細な情報は以下のウェブサイトを参照のこと：<http://www.uscc.gov/about-us>
- 10 より具体的に、「一帯一路」の隠された戦略的な目的として、以下の点が挙げられている：①世界中で中国が港湾インフラなど戦略的なアクセスポイントを構築すること、②パイプラインやエネルギー・プロジェクト網で中国のエネルギー安全保障を確保すること、③イスラム原理主義やテロリズムに抗して、国内・地域内の安全と安定を拡大させること、④他国に対する影響力を高め、米国の影響力を低下させること。
- 11 2017年版の『国家安全保障戦略』と18年版の『国家防衛戦略』はそれぞれ以下のリンクを参照のこと：<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2017/12/NSS-Final-12-18-2017-0905.pdf>；<https://dod.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/2018-National-Defense-Strategy-Summary.pdf>
- 12 「17+1」に参加しているEU加盟国は、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、ギリシャ、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニアの12か国である。他に、EU加盟候補国のアルバニア、北マケドニア、モンテネグロ、セルビアの4か国と、EU潜在的加盟候補国のボスニア・ヘルツェゴビナが、「17+1」の枠組みに参加している。また、オブザーバー資格でオーストリア、ベラルーシ、モルドバ、スイス、ウクライナ、EU、欧州復興開発銀行（EBRD）が参加している。2019年4月にギリシャの正式加入が決まり、20年にそれまでの「16+1」から「17+1」になった。
- 13 Heide, Hoppe, Scheuer, and Stratmann (2018)を参照のこと。

- 14 EUの中核国の一つであるイタリアは2019年3月、主要先進7か国(G7)で初めて「一帯一路」を巡る覚書に署名した。EUでは、債務危機に陥ったポルトガルに加え、中国との「17+1」の枠組みに参加しているEU加盟12か国の計13か国が中国と「一帯一路」の覚書を交わしており、イタリアで14か国目となる。しかし、中核国のドイツやフランスなどは(イギリスと共に)距離を置き、スペインも「一帯一路」への参加を提案されたが、EUのアジア戦略に足並みをそろえるために断ったといわれる。EUは「全加盟国はEUの結束を尊重する責任がある」としているが、近年ではハンガリーやギリシャが南シナ海の仲裁裁判所の判決をめぐる問題で親中の立場をとっているため、EUとして統一的な立場を打ち出せないでいる。二つのポピュリスト政党によるイタリアの連立政権は、EUの方針に反発し、景気後退局面にある中、中国マネーを呼び込むことで経済再建のテコにする考えだ。
- 15 またそれと引き換えに中国側は、2017年12月から18年6月の期間にわたり、スリランカ政府に11億ドル支払うとした(IMF 2018, p. 24)。
- 16 Hurley, Morris, and Portelance (2018)は、当初挙げられていた65沿線国に、ジブチ、エチオピア、ケニア、韓国の4か国を加えた69か国を検討した。
- 17 中国の経常収支黒字は2007年には対GDP比で9.9%のピークを記録したが、その後傾向的に縮小し、2018年には0.2%、19年には1.0%となった。中国の外貨準備高は、「一帯一路」構想が打ち出される前年の13年末には3.3兆ドルだったが、その後14年6月には4.0兆ドル近くにまで増大した。しかし、15年-16年の時期に急激な対外資本流出に見舞われ、17年1月には3.0兆ドルを切る水準まで落ち、その後は大きく増大することなく、20年3月には3.1兆ドルを記録している。中国の外貨準備は、その国有銀行をはじめとする金融機関の資産を対外的にバックアップするものであり、外貨準備の減少は「一帯一路」プロジェクトをファイナンスする国有銀行の資金供給能力を制約する可能性がある。
- 18 パリクラブとは、主要な債権国政府と債務国政府が二国間の公的債務の再編協議を行う非公式会合である。パリクラブにおける債務再編には、おもに債務繰延(リスケジュール)と債務削減の2つがあり、債権国間の負担の公平性の確保などについて協議が行われる。ただし、20年4月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で深刻な国際流動性危機に面している最貧国に対して、20年末まで公的債務返済を猶予することに合意した。中国もG20メンバー国としてこれを受け入れており、パリクラブの決定とも同調する動きをとっている。
- 19 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2017/html/chapter1_02.html#T003
- 20 外務省「自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて」2019年11月。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000407642.pdf>
- 21 外務省「日米首脳ワーキングランチ及び日米首脳会談」(2017年11月6日)。
https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11093378/www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page4_003422.html
- 22 物品役務相互提供協定(ACSA; Acquisition and Cross-Servicing Agreement)とは、共同訓練時・国連平和維持活動(PKO)・人道的国際救援活動に、自衛隊と他国軍との間で、物資・輸送や医療行為などを相互に提供できるように締結する協定。自衛隊が他国軍の後方支援をするための前提になる。日本は5か国(米国、豪州、英国、カナダ、フランス)と協定を結んでおり、現在インドと交渉中。
- 23 <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/2017-foreign-policy-white-paper.pdf>
- 24 2019年2月に発効した日EU EPAの貿易自由化措置などは、20年1月末の英国のEU離脱で、日英間の効力が移行期間を経て20年末に失われる。このため、日英両国政府は、21年1月のEPA発効を視野に、日EU EPAをベースに交渉を進め、早期妥結をめざしている。日本にとっては、自動車など機械製品の関税の即時撤廃や「デジタル貿易」に関わるルールづくりで日EU EPA以上の内容をめざすことが重要だとされる。
- 25 フランスとの「日仏包括的海洋対話」の第1回会合が仏領ニューカレドニア(太平洋島嶼地域のフランスの海外領土)で開催された。インド太平洋地域における日仏パートナーシップを強化するとともに、①航行の自由・海洋安全保障、②気候変動・環境・生物多様性、③質の高いインフラの3つの柱に関する協力を進めるとした。https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/fr/page22_003316.html
- 26 『外交青書2020』では、2020年度の外交の六つの重点分野として、①日本外交の基軸である日米同盟の更なる強化、②北朝鮮をめぐる諸懸案への対応、③中国・韓国・ロシアといった近隣諸国外交、④緊迫する中東情勢への対応、⑤新たな共通ルール作りを日本が主導する経済外交、⑥地球規模課題への対応が掲げられている。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100055775.pdf>
- 27 外務省「自由で開かれたインド太平洋に向けて」2019年11月。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000407642.pdf>
- 28 「自由と繁栄の弧」は、第1次安倍内閣(2006-07年)の基本的な国際戦略だった。それは、「北欧諸国から始まって、パルト諸国、中・東欧、中央アジア・コーカサス、中東、インド亜大陸、さらに東南アジアを通して北東アジアにつながる地域」において、「普遍的価値」(自由主義、民主主義、基本的人権、法の支配、市場経済)を根付かせ、地域の政治・経済の安定を実現して平和を構築しよ

うとする試みだとされた。そのために、先進諸国と域内の民主主義・市場経済体制の国々と連帯を強めるべきだとし、特に米国、豪州、インドとの関係を四カ国戦略対話（QUAD）として強化しようとした。

- ²⁹ <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/remarks-president-trump-apec-ceo-summit-da-nang-vietnam/>
- ³⁰ <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2017/12/NSS-Final-12-18-2017-0905.pdf>
- ³¹ <https://dod.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/2018-National-Defense-Strategy-Summary.pdf>
- ³² US Department of Defense (2019). <https://media.defense.gov/2019/Jul/01/2002152311/-1/-1/1/DEPARTMENT-OF-DEFENSE-INDO-PACIFIC-STRATEGY-REPORT-2019.PDF>
- ³³ U.S. Department of State (2019). <https://www.state.gov/wp-content/uploads/2019/11/Free-and-Open-Indo-Pacific-4Nov2019.pdf>
- ³⁴ Australian Government's Department of Foreign Affairs and Trade (2017). <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/2017-foreign-policy-white-paper.pdf>
- ³⁵ 『外交政策白書』では、2030年における世界の5経済大国（購買力平価ベースのGDPによる）の全てがインド太平洋諸国だとされる。それは中国、米国、インド、日本、インドネシアである。欧州連合（EU）を一国とみなせば、米国に次ぐ第3位となる。
- ³⁶ フィリピンは中国を相手に、2013年1月、南シナ海に対する中国の領有権主張や人工島の建設などが国際法に違反するとして、オランダ・ハーグの常設仲裁裁判所に提訴した。常設仲裁裁判所は、16年7月、中国が独自に主張する境界線「9段線」について国際法上の根拠がないとする判決を下し、さらに中国が「9段線」の内側で築いた人工島は排他的経済水域や大陸棚が認められる「島」ではないと判断した。これは南シナ海問題に関する初の司法判断で、中国が進める人工島造成などの正当性は国際法上認められなくなった。しかし、中国は、常設仲裁裁判所の判断を認めないと反発している。
- ³⁷ <https://www.mea.gov.in/Speeches-Statements.htm?dtl/29943/>
- ³⁸ 日米豪印の四カ国戦略対話（QUAD）とは、増大する経済力を背景にアジアで影響力を高める中国を念頭に2007年5月に開始された4か国の安全保障協力の会合である。第一次安倍政権時（06年9月—07年9月）に「自由と繁栄の弧」を唱えた安倍首相によって提唱された。米国のジョージ・ブッシュ（子）大統領、豪州のジョン・ハワード首相、インドのマンモハン・シン首相の支持があった。しかし豪州はケビン・ラッド首相になると、経済的な関係が高まっていた中国への配慮から、4か国対話から一方的に離脱し、安倍首相の退陣もあり、QUADの実質的な活動が止まった。その後、第二次安倍政権の発足（12年12月）にあたり、安倍首相は4か国が連携して中国を牽制する「安全保障ダイヤモンド」構想を掲げ、QUADの活性化をめざしたが進展しなかった。ところが、インドが中国・パキスタン関係の強化や中国のインド洋進出に警戒心を強め、日米豪や日米印の安全保障関係が強化されるに伴い、QUAD構想が再浮上した。18年1月にはインドで4か国の防衛当局幹部が協議を始め、かつこれら4か国が日米の唱える「自由で開かれたインド太平洋」構想を支える中核として位置付けられる存在になった。これまでは、日米、米豪、日豪、米印、日印の二国間関係と比較して、豪印関係が弱かったところ、豪印は20年6月のビデオ首脳会議で包括的な戦略的提携をうたう共同声明を出し、二国間関係の強化を図ることになった。この結果、4か国すべての中で、二国間の外務・防衛担当閣僚会合（2プラス2）が開催されることになり、QUADとしての機能が強化されつつある。
- ³⁹ ASEAN (2019). https://asean.org/storage/2019/06/ASEAN-Outlook-on-the-Indo-Pacific_FINAL_22062019.pdf
- ⁴⁰ 首相官邸「第23回国際交流会議『アジアの未来』晩餐会 安倍内閣総理大臣スピーチ」（2017年6月5日）。https://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2017/0605speech.html
- ⁴¹ その目的で日中間で覚書が取り交わされた。その内容は以下に示されている。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/cn/page4_003987.html
- ⁴² 首相官邸「日中第三国市場協力フォーラム 安倍総理スピーチ」、2018年10月26日。
https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2018/1026daisangoku.html
- ⁴³ <https://jja.ne.jp/industry/giinfo/gi20191115.pdf>
- ⁴⁴ https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/cn/page4_004452.html
- ⁴⁵ また、既存の国際機関は、加盟国の経済力の変化を反映して発言権を調整していかなくては正当性を問われることになる。2010年に決定されたIMF改革は、米国議会による国内承認手続きが遅れて、ようやく16年になって実現したが、次回のクォータと議決権の改革が始まろうとしている。ADBも出資比率や議決権の見直しを始めるべきだろう。
- ⁴⁶ 2018年10月3日、米国の海外インフラ投資の枠組みを支援・強化するための法案 "The Better Utilization of Investments Leading to Development (BUILD) Act of 2018"（以下「2018年BUILD法」）が上院で承認された。この法案成立によって、国際開発支援を行う海外民間投資公社（OPIC）と国務省傘下の国際開発庁（USAID）の国際信用機関（DCA）の機能が集約され、新たな政府系金融機関である米国際開発金融公社（USIDFC）が19年秋に発足し、20年初に正式に業務開始となった。新組織に

は約 600 億ドルの開発融資を行う権限が付与され、米国の外交・開発・安全保障を結び付け、民間資金も動員して戦略的な支援を進める役割をもつことになった。

47 外務省経済局『我が国の経済外交 2020』では、2020 年版で初めて、「RCEP を通じて中国や韓国を含めた貿易総額の半分を占める国々との経済圏を構築することは、この地域の市場を包含し、日本の貿易・投資にも大きなメリットをもたらすものであり、『自由で開かれたインド太平洋』を実現する地政学的観点からも重要である」(p. 29) と述べている。

48 ブルーエコノミーとは海洋を守りつつそれを利用する経済活動で、海洋を持続可能なかたちで発展させる考え方である。海洋は、食料、資源、エネルギーの供給に富み、それに関わる各種の海洋産業（水産業〔漁業や養殖業〕、水産加工業、海運・造船、海洋観光、海洋再生可能エネルギーなど）が持続可能なかたちで発展することをめざす。つまり、海洋産業が環境や海洋資源に与える負の影響を最小化しつつ経済性を追求し、安全で循環型の社会を実現することを目標とする。

49 その結果については、以下の報告書を参照されたい：ISEAS-Yusof Ishak Institute, *The State of Southeast Asia: 2020 Survey Report*, 16 January 2020.

https://www.iseas.edu.sg/wp-content/uploads/pdfs/TheStateofSEASurveyReport_2020.pdf

なお、調査に答えた識者 1308 人の国別の配分は以下の通りである：ミャンマー18.6%、シンガポール 17.0%、マレーシア 12.5%、ベトナム 11.6%、インドネシア 11.3%、フィリピン 10.5%、ブルネイ 7.4%、タイ 7.3%、カンボジア 2.0%、ラオス 1.8%。